

○合計135件の個人または団体から御意見をいただきました。
○いただいた御意見とその御意見に対する考え方は以下のとおりです。なお、御意見を内容別にまとめているため、合計件数と一致しません。
○なお、今回の意見募集と直接関係しない御意見をいただいておりますが、お答えすることを差し控えさせていただきますのでご了承ください。

No.	寄せられた御意見の要旨		御意見に対する農林水産省の考え方
Ⅰ 総論			
	1 全般		
	農地への太陽光設置そのものへの反対・原則禁止要求（同旨31件） 本省令案に反対する。農地は国民の命を支える食料を生産するための代替不可能な「聖域」であり、国家安全保障上の基盤たる国民共有の資源である。食料自給率が低水準にある現状において、農地を太陽光発電設備の設置場所とすることは本末転倒であり、営農型太陽光発電を含め、農地への太陽光パネルの設置および一時転用は原則として禁止すべきである。 食料安全保障・農地保全の観点 - 食料自給率の向上（究極的には100%）と食料安全保障の確立が緊急の課題であり、農地は食料生産基盤として最優先で守られるべきである。 - 農地は一度失われると回復が困難である一方、電力は他の場所でも生産可能である。この非対称性を踏まえ、農地への設置拡大は原則認めない方針とすべきである。 - 国費は、農地の発電利用ではなく、農地バンクの活用、新規就農者支援、農地集約化など、農業を継続できる環境整備に重点投入すべきである。 営農型太陽光発電（特例措置）への反対 - 「望ましい営農型太陽光」という農業との両立の考え方そのものに懐疑的である。営農型太陽光発電は、収量・品質の低下、作業効率の悪化、土壌劣化、農業の形骸化を招くおそれがある。 - 本省令案は「適正化」を謳いつつ、実質的に営農型太陽光発電を推進・後押しするものであり、根本的な見直しを求める。 - 申請書類の追加や報告義務の強化は、推進を前提とした事務負担・行政コスト・農家負担の増加を招くため、推進自体を停止すべきである。 - 農山漁村再生可能エネルギー法に基づく「設備整備計画の認定」を農地一時転用許可の条件とする仕組みは事実上の推進策であり、削除すべきである。 - 農地一時転用を認める現行の特例措置そのものを廃止し、営農型太陽光発電を農地転用制度上、原則不許可とすべきである。 - 市町村の関与を認める新制度を、営農型太陽光発電に限定して導入する必要はない。遊休農地の増加や農業労働者の高齢化といった根本問題が未解決である以上、規制変更の合理的理由はない。 環境・防災・安全上のリスク - 太陽光発電設備の設置に伴う森林伐採・山間地開発が自然環境を破壊し、熊の出没増加や土砂災害の増加を引き起こしている。 - パネルの劣化・破損による重金属等の環境汚染、人体への悪影響、火災のリスクがあり、災害の多い日本の農地には不適合である。撤去・原状回復にも懸念がある。 - 農村景観の破壊、生物多様性の低下、住民の反対を押し切った事業による地域コミュニティの分断など、環境的・社会的問題も大きい。 1 大規模太陽光発電（メガソーラー）は災害誘発、環境破壊、景観破壊、経済的負担を招くため、新規許可を原則停止し、既設のものについては撤去と自然環境の回復に努めるべきである。 国民負担・経済安全保障の観点 - 再エネ賦課金や補助金による国民負担の増大に強い懸念がある。 - 太陽光発電は発電量が不安定であり、初期費用・メンテナンス費用が高額で、海外依存の問題も抱えている。 - パネル製造サプライチェーンにおける強制労働問題に対応するため、製造過程まで含めた人権デュー・ディリジェンスの徹底と第三者検証制度の導入を求める。 代替・優先すべき方針 - 再生可能エネルギーの導入は、住宅・工場・倉庫等の屋根、畜舎、公共施設、駐車場、既存建築物、既に開発された土地など、食料生産や森林環境を損なわない空間を優先すべきである。 - 農地への負荷がより小さい新技術（ペロブスカイト太陽電池等）の実証結果が良好であれば、その方式への政策誘導を検討すべきである。仮に農地で行う場合も、国産パネル限定などの追加要件を検討すべきである。 - ソーラーパネルは、災害時の蓄電池充電など小規模・特定用途では有用性を認めるが、大規模導入は不要である。 行政に求める姿勢 - 市町村等の関与強化、農業と両立する事業への限定的容認、不適切事業への厳格対応という方向性の一部には理解を示すが、再生可能エネルギー導入を目的化し、農地・食料生産能力・周辺農業者・地域住民に負担を生じさせてはならない。 - 農林水産省は、再生可能エネルギー導入との調整に傾くのではなく、所管官庁として毅然と第一次産業の保全を優先すべきである。 - 政策立案者は現場の実情を理解し、農家の意向を尊重すべきである。また、農地に発電施設を設置する意図について、国民に透明かつ誠実に説明する責任がある。 結論 農地への太陽光発電設備の設置そのものを、食料安全保障、農業生産、災害・火災、撤去・原状回復、国民負担等の観点からゼロベースで再検証すべきである。営農型太陽光発電に関する現行の特例措置（農地一時転用許可）を廃止し、農地への太陽光パネル設置・一時転用を原則禁止とする制度へ見直すことを強く求める。	今回の制度改正は、適切な営農の継続が前提であるといった基本理念や、設備や販売実績等の明確な数値指標を定めること等により、農地の食料生産基盤としての機能を守り、食料安全保障や優良農地の確保等の妨げとなる形で営農型太陽光発電が導入されないよう、適正化を図るものである。 営農型太陽光発電は適切に取り組む限りにおいては、農業経営の改善にもつながる手段の一つと考えており、厳格に制度を運用していくとともに、望ましい取組については適切に推進してまいりたい。	

	優良農地への設置制限強化（同旨11件） 優良農地（農用地区域内農地・甲種農地・第1種農地等）への営農型太陽光発電の設置を認める法制度自体に疑問を呈し、食料安全保障上の必要性と再生可能エネルギー導入による利益の比較衡量を明らかにすべきである。農業振興地域内の農用地区域農地・甲種農地・第1種農地は設置対象外とすべきであり、農業生産性の低下を容認する制度を市町村長に与えることは農振法・農地法の崩壊の始まりとなる。農業生産性の低下を容認するのであれば、農用地から除外して永久転用する手続きによるべきである。 2 現行制度では書類の体裁が整っていれば不適切な事業を阻止できず、農地を悪用した営利目的の太陽光発電導入の「抜け穴」となっているため、許可権者が判断に迷わないよう設備の基準・栽培作物・利益の使途・設置可能エリア等についてより個別具体的な審査基準を提示すべきである。優良農地への設置が将来的な農地集積・集約化の妨げとなる可能性も懸念される。 太陽光発電設備の設置にあたっては農地以外（屋根・既造成地等）への設置を優先すべきであり、国や自治体が農地への設置を促進するような数値目標設定には慎重であるべきである。設置を認める場合にも農地としての機能が長期的に維持されることを厳格に確認し、撤去・原状回復の責任と費用負担を明確にする制度設計が求められる。	営農型太陽光発電は、適切に取り組む限りにおいては農業経営の改善にもつながる手段の一つと考えており、優良農地への設置を一律で排除する制度とはしていないものの、ご懸念のように設置の方法や場所によっては将来的な農地集積・集約化の妨げとなることも懸念されることから、今回の制度改正において明確な数値指標等を定めることにより、適正化を図ろうとするものである。 なお、農山漁村再生可能エネルギー法上、市町村が設備整備計画を認定するときであって、その認定する申請内容に農地転用に係る事項が含まれている場合は、転用許可権者である都道府県知事に協議することになっており、都道府県知事は、農地転用許可基準に照らし農地の集積・集約等の農業上の効率的な利用の確保に支障を生じさせるおそれの有無について確認することとなる。 個別の審査基準についてはより具体化した執務参考資料を整備するとともに、設置時の営農計画書や撤去費用を負担する旨の誓約書等の確認を行うことで、制度の実効性を確保し、不適切な事業を排除しつつ、適切な導入を図ってまいりたい。 なお、今般の省令改正に併せて、撤去費用のチェックの強化等のため一時転用許可期間を短縮することを検討している。 農地以外への設置の優先や農地への設置目標設定に関する意見について、本制度においては農地への設置に係る数値目標の設定を必須とするものではないが、ご意見として受け止めたい。
	農地の食料生産基盤としての機能の維持（同旨21件） 食料・農業・農村基本計画に基づく営農型太陽光発電の適正化、および不適切な事業への厳格対応の方向性に賛同する。ただし、本制度改正が「営農型太陽光発電を進めやすくするための規制緩和」ではなく、「農業と真に両立する事業だけを認めるための規律強化」であることを明確にすることを強く求める。 農地は国民の食料生産の根幹をなす代替不可能な資源であり、食料自給率の向上と農地の保全是国家安全保障および国民生活の根幹に関わる極めて重要な課題である。食料自給率が低水準にある日本において、農地の食料生産機能は再生可能エネルギー導入に優先されるべきであり、両者が衝突した場合には農地側を優先するための具体的な基準を制度上明確に維持すべきである。 農地での太陽光発電設備の設置は、食料生産と発電の両立が客観的に証明できる場合に限り、例外的かつ厳格な条件のもとでのみ認める制度とすべきである。一度農地としての利用から離れた土地を将来再び農地として利用できるか不確実であることを踏まえ、設置前に農地への設置が真に必要なかどうかを厳格に問うべきである。 現在の農地・山林における海外製メガソーラーの乱立は、以下の深刻な問題を引き起こしており、我が国の食料安全保障の基盤を根底から脅かしている。 - 斜面崩壊・土砂災害リスクの増大 - 太陽光パネルに含まれる鉛・カドミウム等の有害物質による農地汚染リスク（災害時の破損・不適切廃棄処理による長期的な食料生産能力の低下） - 火災リスクおよび金属盗難 - 外来資本による農地侵食 - 農作物・高級ブランド苗木の海外流出・窃盗 また、現状の営農型太陽光発電においては、発電が主・農業が従となっており、食料自給率向上に資する主要作物ではなく櫛等の栽培が行われるなど、制度の本来の目的から逸脱した事例が見られる。遊休農地問題の解決策として安易な農地への太陽光発電設備の設置が進められている現状にも強い懸念がある。 3 営農型太陽光発電は農業が主であり発電が従であることを制度上明確に担保すべきである。発電収入が農業収入を上回る案件については、原則として許可・認定の対象外とすることを求める。収入構造において発電が主となる事業は、営農継続を目的とした制度の趣旨に適合してはいえない。 営農型太陽光発電の認定に際しては、形式的な作物栽培ではなく、実際に農業生産が継続され、農地が食料生産基盤として実質的に機能していることを確認できる制度とすべきである。事業者が適切に営農を継続しているかどうかの定期的なチェック体制を整備することが必要である。 農地の「一時転用」を前提とする営農型太陽光発電については、土壌の状態・排水・地盤・日照・農業機械の利用可能性・設備撤去後の耕作可能性を定期的に確認し、農地としての機能が損なわれていないことを行政が確認する仕組みを設けるべきである。太陽光パネルの設置による農地の利用環境の変化については、短期間の収量比較だけでなく、土壌・水環境・生態系・農作業への影響・将来的な農地としての復元可能性まで総合的に評価すべきである。 発電事業を名目とした土地の囲い込みや転売を抑止するため、長期にわたる安定的な自営農業の継続を必須条件とし、違反時の原状回復・農地返還等のペナルティを実効的に担保すべきである。農地の生産能力が低下した場合には、その低下が国の食料安全保障上どのように評価されるかを明らかにするとともに、太陽光発電設備を設置した土地について、可能な限り自然を元の状態に戻す活動を義務付けるべきである。 本制度改正において、「農地の農業生産機能の維持」と「再生可能エネルギーの導入」のどちらを優先するのか、政策上の優先順位を明確にすることを求める。農地に関する規制の廃止・緩和は、実質的な農地転用の容認につながりかねないため、農地の食料生産機能を最優先とする原則を堅持すべきである。 農林水産省は、再生可能エネルギー導入との調整に傾くのではなく、所管官庁として農業継続を明確に優先する、より慎重な制度設計を構築し、日本の食料生産を支える農地保護を最優先とする姿勢を毅然と示すべきである。	ご意見の通り、農山漁村再生可能エネルギー法の基本方針において、営農型太陽光発電は適切な営農の継続を前提とした制度であること等を明確化しているところであり、不適切な事業に対しては厳格に対応していくとともに、地域と共生し、農業との両立が図られる取組について適正な導入が図られる運用を行ってまいりたい。

4	耕作放棄地・遊休農地に対する通常型太陽光の導入推進（同旨 4 件） 営農型太陽光発電（ソーラーシェアリング）への政策的重点化に疑問を呈しつつ、大量に存在する耕作放棄地を太陽光発電に積極的に活用する政策への転換を求める。 営農型太陽光発電には、遮光率による作物減収・導入コストの高さ・架台柱へのトラクター衝突等の安全性・作業性低下といった深刻な問題がある。これらのデメリットを回避する代替策として、耕作放棄地への太陽光発電設置を強く推奨する。 耕作放棄地への太陽光発電設備の設置は、土地の耕作困難性や所有者不明といった根本的な問題を完全に解決するものではないが、現に農業利用されていない土地を有効活用するという点において、現役農地への設置よりも合理的な選択肢である。 広大かつ増加傾向にある耕作放棄地を太陽光発電に活用することにより、以下の多面的なメリットが期待される。 - **エネルギー安全保障への貢献**：年間5.082億kWhという大規模な新規電源の確保により、日本のエネルギー問題の解決に寄与 - **低廉な電力供給**：LFP電池の低価格化により10～15円/kWhという低価格で調整可能な電源となり得ることから、国民への安価な電力提供が可能 - **社会問題の解決**：用排水路の埋没・土砂災害・害獣問題といった耕作放棄地が引き起こす社会問題の解消 - **経済的好循環の実現**：事業者の売電収入確保、電力会社の安価な電力仕入れ、地域の社会問題解決を同時に実現する「四方よし」の効果 第七次エネルギー基本計画においても耕作放棄地の活用が謳われているにもかかわらず、今回の政策パッケージが営農型太陽光発電にのみ重点を置いていることは疑問である。太陽光発電の適地が少ない日本において、耕作放棄地の活用ポテンシャルを「絵にかいた餅」にせず、具体的かつ実効的に推進することを求める。食料安全保障と農地保全の観点から、自然荒廃や鳥獣被害の影響を受けやすい中山間地域等においては、農地利用への影響が少ない通常型太陽光発電の設置を国として改めて検討することを提案する。 現役農地への太陽光発電設備設置を前提とした営農型太陽光発電の推進から、耕作放棄地の積極的活用へと政策の重点を転換することにより、食料安全保障・エネルギー安全保障・社会問題解決を同時に実現する政策設計を強く求める。	今回の制度改正は、（現役）農地に太陽光発電設備が導入される場合においては農業と両立する望ましい形で導入されるよう、適切な営農の継続が大前提であるといった基本理念や、設備や販売実績等の明確な数値指標を定めることにより、規律強化を図るものであり、再生利用が困難な荒廃農地に通常の太陽光発電設備を導入することを政策的に否定するものではないところ。 ご意見については、関係省庁とも共有の上、今後の政策の参考としたい。
---	---	--

5	中山間地域・遊休農地での柔軟な制度運用要求（同旨 6 件） 農業の担い手不足による遊休農地の増加や中山間地域における農業所得安定化・農地保全の観点から、地域の実情を踏まえた柔軟な制度運用と、地域主体の意思決定を尊重する制度設計を求める。 遊休農地・荒廃農地・耕作放棄地周辺農地・中山間地域においては、全国一律の硬直的な基準を画一的に適用するのではなく、地域の実情を踏まえた柔軟な制度運用を行うことを求める。「地域で一般的に栽培され、一般的な販路が確立されている品目」という曖昧な規定や期間内の収量確保を求める要件は、営農者の多様な作物栽培や新たな取り組みの可能性を排除するおそれがあるため、柔軟な運用を可能とするよう見直すべきである。 地域の実情に合わせた柔軟な取り組みを推進するため、農民・漁民・林業従事者自身に決定権が与えられるべきである。地域との共生なくして持続的な普及はあり得ないことから、景観・水利・防災・住民合意に関わる関係法令や条例の手続き履行を認定・許可の前提とすることを支持する。その運用支援については、都道府県レベルの広域プラットフォームを通じて有効に機能させることが望ましい。 遊休農地・中山間地域における農地保全と農業所得安定化を両立させるため、地域の実情と農民・地域住民の意思を尊重した柔軟な制度運用を実現するとともに、地域との共生を前提とした持続可能な制度設計を構築することを強く求める。	今回の制度改革においては、農業との両立が図られる望ましい取組が導入されるよう適正化を図るため、作物や設備等の明確な数値指標を設けるものであるが、十分な科学的根拠に基づき基本理念の着実な実現が確保される場合には、基本計画に特例を設けることができるものとしているところであり、こうした仕組みにより新たな取組の可能性を排除することがないよう適切に制度を運用してまいりたい。 また、地域主体の意思決定を尊重する制度設計については、農山漁村再生可能エネルギー法に基づく認定を受ける際に地域の協議会等において合意形成に向けた協議を実施しながら導入する仕組みとすることや、関係法令（条例を含む）により義務付けられた周辺住民への説明その他の手続きを終えていない場合は一時転用許可が得られない仕組みとすることにより、地域との共生が図られない営農型太陽光発電が拡大することがないよう、適切に制度を運用してまいりたい。
	再エネ賦課金・補助金への反対（同旨 8 件） 再エネ賦課金はFIT等の補助金として電気料金に上乗せされ、国民負担が際限なく増大する実質的な増税であるとして反対する。補助金制度が一部の事業者の不当な利益や設置後の放置につながる事例があり、ソーラーパネル補助金の財源となっている再エネ賦課金は廃止し、国民の電気料金負担を軽減すべきである。高額な電気料金は製造業や技術開発に悪影響を及ぼすとともに消費者の購買力を低下させ、経済全体に負の影響を与える。 太陽光発電設備の設置・維持管理・系統整備・将来的な撤去・廃棄・事故・災害対応など、社会全体でどの程度の費用が発生するのかを長期的に検証すべきである。再エネ推進の背景に特定の政治勢力や外資ブローカーによる利権構造が存在するとの疑念も示されており、日本の自然・農地・漁場・国民の安全が犠牲になる現状に反対する。今後のソーラーパネルの新規設置を中止し既存設備の撤去を進めるとともに、再生可能エネルギーへの補助金制度を撤廃すべきである。	今回の制度改革は補助金制度に関するものではないものの、いただいた意見は関係省庁とも共有しつつ、今後の参考としたい。 また、ご懸念のように農地等が犠牲になることがないよう適切に規律強化を図り、新たな制度においては農業と両立し、地域活性化に資する取組が導入されるよう制度の実効性を確保してまいりたい。
	KPIの設定（同旨 6 件） 実効性のない現在の営農を前提としたルールは事業者にルールを回避する誘因を与えており廃棄すべきである。本省令案においては、農地の適正利用と再生可能エネルギー事業の両立を確実にするための客観的な評価指標（KPI）の設定が不可欠であり、EBPM（証拠に基づく政策立案）の趣旨に照らしても成果目標および効果検証指標が設定されていない理由を明確にすべきである。 具体的なKPIとしては、農地としての利用が確認できた面積割合・農地放棄の発生件数・改善指導の履行率・事業実施状況の確認件数・不適正事業の発生件数・設備の安全管理状況（点検実施率）・農業生産量の維持率・農業者からの苦情件数・確認結果の公表件数・改善命令の処理期間・事業者の報告提出率が有効である。これらのKPIを算出するため、農業委員会・市町村・再エネ事業者・農林水産省それぞれの役割を具体的に整備したデータ収集体制を構築すべきである。政策効果を検証可能な成果指標・基準値・目標値・達成期限を設定し、その実績と予算への反映状況を公表すべきである。 営農型太陽光発電を農業振興策として推進するのであれば、農業所得増加額・農業者一人当たりの所得増加額・収量への影響・農業経営継続率・発電事業者への利益と農業者への還元額の比率等について既存事業の実績データを示すべきである。規制変更を行う前に、現行規制下での許可件数・営農継続に問題があり指導・勧告・措置命令・不許可となった件数を公表し、新規制後の想定数値と根拠を示すべきである。本改正が農地・食料生産・農業経営・地域住民・防災・環境に与える影響について具体的な試算と検証を行い公表すべきである。 営農型太陽光発電の政策は、不適切な取り組みへの規律だけでなく、望ましい取り組みを促進する国の責務と導入目標の達成状況評価を明確に位置付け、推進と適正化を両立させるべきである。	ご意見を踏まえ、今回の制度改革後の不適切案件の是正状況等の効果をよく検証するとともに、設備下での収量等の情報収集を行いながら、今後に必要な政策を検討してまいりたい。
8	政策の公平性・透明性（同旨 4 件） 本法改正案における政策決定の透明性・公正性に疑問を呈するとともに、国民生活全体の公平性と持続可能性を最優先とする政策運営への転換を求める。 今回の法改正案において、特定の作物に関する農家の利益が不自然に優先されているかのような印象があり、検討会の資料と法改正内容に矛盾が見られることから、政策決定プロセスの透明性に強い疑問を呈する。政策決定者の動機に対する不信感を払拭するためにも、検討経緯・根拠・利害関係者との関係を国民に対して誠実かつ明確に説明すべきである。 利権に基づいた政策決定は、国民の信頼を根本から損なうものであり、強く是正を求める。政策立案においては、特定の利益団体や事業者の利益を優先するのではなく、農業者・地域住民・国民全体の利益を公正に反映した制度設計とすべきである。 政府の政策が「今の世代」の視点に偏り、国民の自由な志による気候変動緩和の取り組みを阻害する方向に作用していることへの懸念を表明する。利益や効率に偏重した社会構造を改め、国民生活全体の公平性と納得感を担保する抜本的な政策運営へと直ちに舵を切ることを強く求める。 最優先されるべきは、経済格差の拡大に苦しむ勤労者や生活者の生活防衛である。過度な経済負担や使い捨ての構造に依存しない、持続可能で公正な社会経済基盤の構築を政策の根幹に据えるべきであり、営農型太陽光発電に係る制度設計においても、国民負担の増大を招かない公正な制度運営を徹底することを求める。 政策決定の透明性・公正性を確保し、特定の利益優先ではなく国民全体の公平性と持続可能性を最優先とする政策運営への転換を強く求める。	ご意見の通り、公正な政策運営を徹底してまいりたい。
2 施行時期		

	施行時期の延期・移行期間（4か月）の延長（同旨31件） 市町村による設備整備計画の認定を前提とする新制度への移行にあたっては、以下の点を要望する。 1 市町村が農山漁村再生可能エネルギー法に基づく設備整備計画を策定するには時間を要し、計画が未策定の場合には、優良な営農型太陽光発電事業であっても不許可となる事態が多発するおそれがある。これにより新規案件が停滞することが懸念される。 また、自治体への基本計画作成要求や営農への影響が大きいことを踏まえると、省令の施行は拙速に過ぎるため、ゼロベースでの再検討を求める。施行にあたっては、十分な経過措置期間を確保するとともに、自治体・営農者への丁寧な説明を行うべきである。	ご意見を踏まえ、基本計画を作成する意向のある市町村においては、施行までの期間及び施行後の4か月間の間に基本計画を作成することが可能となるよう、基本計画の雛形や関連する様式等の資料を整備するとともに、地方公共団体等に対して丁寧に説明を行ってまいりたい。
	駆け込み需要防止のため移行期間を短くしてほしい（同旨7件） 新制度の許可基準厳格化に伴う移行期間については、可能な限り短縮することを強く求める。 移行期間が長期にわたる場合、以下の問題が生じることが明白である。 2 新制度施行前に現行の緩やかな基準での許可を得ようとする駆け込み申請が集中し、新制度による適正化の効果が著しく損なわれるおそれがある。また、駆け込み申請の集中と年度切り替えが重なることにより、農業委員会をはじめとする関係行政機関の窓口業務が著しく圧迫されることが懸念される。 以上の理由から、現行制度下での駆け込み需要の増加を抑制し、農業委員会等の業務負担を軽減するとともに、新制度による適正化の実効性を確保するため、本対策パッケージの改正を早急に施行するとともに、新制度への移行期間を可能な限り短縮することを強く求める。	ご意見を踏まえ、新制度への移行に必要な期間を確保しつつ、可能な限り速やかに新たな制度へ移行してまいりたい。
Ⅱ 農地法		
	法面・畦畔設置の従前取扱い継続要求 農地の法面・畦畔に設置する太陽光発電設備については、従前の取扱いとの連続性を確保するため、農山漁村再生可能エネルギー法に基づく設備整備計画の認定を要しない例外として制度上明確に位置付けることを求める。 今回の改正案では、法面・畦畔型設備の取扱いが不明確であり、設備整備計画の認定が一律に要求されることで、新規許可および再許可が困難になる懸念がある。従前の制度運用との連続性が断絶されることは、既存の適正な取り組みに対して不当な不利益をもたらすおそれがある。 1 平成28年3月31日付け27農振第2442号通知に基づく、農地の法面または畦畔に設置する太陽光発電設備の従前の取扱いが、農山漁村再生可能エネルギー法に基づく設備整備計画の認定を要することなく可能であることを、省令その他の規定において明確にすべきである。 改正後農地法施行規則第47条第6号および第57条第6号に、農地の法面または畦畔に設置する太陽光発電設備については農山漁村再生可能エネルギー法に基づく設備整備計画の認定を要しない旨のただし書を設けるべきである。 法面・畦畔型太陽光発電設備については、従来の要件を維持したうえで設備整備計画の認定を要しない例外を制度上明確に規定することにより、従前の制度運用との連続性を確保し、適正な既存事業者および新規事業者が不当な不利益を被ることのない制度設計とすることを強く求める。	ご意見の通り、従前の通知に基づく法面や畦畔での一時転用許可の取扱いについては、今回の制度改正の範囲に含まれるものではないため、誤解を生じないよう十分な説明を行ってまいりたい。
	「認定の見込みがないこと」ではなく「認定がないこと」を要件とすべき（同旨2件） 農地転用許可における農山漁村再生可能エネルギー法に基づく設備整備計画の認定要件について、その判断基準を明確化するとともに、制度の実効性を確保するための見直しを求める。 今回の法改正では、農山漁村再生可能エネルギー法に基づく設備整備計画の認定が一時転用許可の必須条件とされており、認定がなければ案件の優劣にかかわらず不許可となると解釈される。一方で、不許可事由として「認定の見込みがないこと」という基準が設けられているが、この基準はその妥当性および具体的な判断方法において疑問がある。 「認定の見込みがないこと」という判断基準は、以下の点において不明確であり、許可権者および申請者双方の予見可能性を著しく損なうおそれがある。 2 - 「見込みがある」と判断される具体的な段階・条件が不明確である - 判断主体および判断に用いる資料・基準が明示されていない - 恣意的な運用が生じるおそれがある もし「認定がないこと」を直接の不許可事由とすることができない場合には、「見込みがある」と判断するための具体的な段階・条件・判断基準を詳細かつ明確に提示すべきである。 営農型太陽光発電の適正化を真に目的とするならば、農地転用許可の条件として、農山漁村再生可能エネルギー法による認定の「見込みがないこと」という曖昧な基準ではなく、「認定がないこと」を明確な不許可事由として規定すべきである。これにより、制度の実効性と予見可能性を確保することができる。 農地転用許可における設備整備計画の認定要件について、「見込みがないこと」という曖昧な基準を廃し、「認定がないこと」を明確な不許可事由として規定するか、または「見込みがある」と判断するための具体的な基準・段階・手続きを詳細に明示することにより、制度の透明性・実効性・予見可能性を確保することを強く求める。	農地転用許可基準として「認定の見込み」の有無を規定することについて、農山漁村再生可能エネルギー法上、農地法の特例として転用許可のワンストップ申請を行う場合は、市町村による認定前に転用許可権者である都道府県知事に協議の上、同意を得ることとされている。そのため、認定前に行われる協議時に都道府県知事が同意できるよう、「認定の見込み」と規定している。 なお、市町村から都道府県知事への協議は「認定しようとする場合」に行われるものであることに鑑み、市町村から協議を受けた都道府県知事は、協議があった段階で農山漁村再生可能エネルギー法の認定の見込みがあるものとして取り扱い、また、改正後の農地法施行規則第47条第6号及び第57条第6号に係る要件以外の転用許可要件を確認するのが適当と考えている。この考えについては、本省令改正と併せて通知等を改正することにより明確化する予定である。

	再許可時の許可基準の規定（同旨２件） 既に許可を受けている営農型太陽光発電設備について、再度の許可申請時に追加される新たな基準を設ける場合は、ガイドライン等による行政指導ではなく、必ず省令に規定すべきである。 新たな一律基準の導入により、営農型太陽光発電の現場で混乱が生じる可能性を懸念している。	営農型太陽光発電事業は、下部の農地での営農を前提としていることから、現在も「『営農型太陽光発電に係る農地転用許可制度上の取扱いに関するガイドライン』の制定について」（令和６年３月25日付け５農振第2825号。以下「営農型ガイドライン」という。）において、下部の農地における営農の適切な継続が確実と認められる状況を具体的に明らかにしている。 今般、営農型ガイドラインを改正することにより、従来から定めていた「下部の農地における営農の適切な継続が確実と認められる状況」の要素として、必要な労働力の確保、業としての持続性、一般的な販売ルートの確立、原則毎年収穫可能な品目であること等を盛り込むこととしている。 したがって、従来の許可基準の解釈を厳格化するものであるため、省令改正ではなく、営農型ガイドラインの改正による対応が適切と考えている。
--	--	---

	「同一の事業」の範囲・経過措置の解釈明確化（同旨7件） 附則第2条第2項及び第4項に定める「当該許可に係る事業と同一の事業」の範囲および「当分の間」の適用期間・終了条件について、省令本文または運用通知（ガイドライン・Q&A等）において具体的かつ明確に示すべきである。 営農型太陽光発電事業は長期間にわたる事業であり、その継続過程において、機器更新（パネル・パワーコンディショナ等の型式・出力の変更を伴うものを含む）、営農者の交代（世代交代・離農に伴う引継ぎ）、栽培品目の変更（輪作・気候変動への対応・市況の変化）、事業承継（法人承継・SPC株主変更）、電力販売制度や契約形態の変更、農業経営の発展に伴う設備の合理的な変更・拡張といった変更が通常発生する。これらが「同一の事業」に当たらないと解された場合、既存事業者は更新のたびに新基準への適合を求められることとなり、事業の継続そのものに支障が生じるおそれがある。これは、既存事業に対して経過措置を設けた附則第2条第2項及び第4項の趣旨を損なうものである。 少なくとも、上記に列挙した変更については「同一の事業」に含まれることを明確にするとともに、営農の継続性が確保されていることを前提に、農業経営の発展や電力制度の変化に対応した事業変更を既存事業の継続として判断できる基準を設けるべきである。 4 「当分の間」という表現では、経過措置の適用期間および終了条件が不明確であり、既存事業者が将来の再許可について予見可能性を持ってない。適用期間または終了条件を具体的に明示し、既存事業者が長期的な事業計画を安心して立てられるよう制度の透明性を確保すべきである。 既存の営農型太陽光発電事業者に対する再許可時の営農要件（特に販売実績額）については、既に一定期間営農を行っていることを踏まえ、適正な営農を行っていれば実績があるはずであることから、新規事業者と同等の要件を課すことは過度な負担とはならないと考える。一方で、再許可時に即座に不許可とするのではなく適切な助言を行うとの運用方針については、その具体的な運用方法を例示した上で明確に示さなければ、既存事業者への説明が困難となり、トラブルの発生が予見される。 自治体ごとに運用が異ならないよう、以下の措置を施行までに講じることを求める。第一に、「同一の事業」の範囲および「当分の間」の終了条件について、国の通知・Q&A等において具体的な事例を列挙して明示すること。第二に、事前相談により経過措置の適用可否を確認できる手続きを設け、判断が分かれる場合の照会先と手続きを明確にすること。第三に、全国の自治体が統一的な運用を行えるよう、十分な周知と支援を行うこと。 既存事業者の予見可能性を高め、適法に実施されてきた既存事業が制度改正によって不当に阻害されることのないよう、早急な対応を求める。	改正農地法施行規則附則で定める「同一の事業」の範囲として、機器の更新や営農者、品目等の変更は「同一の事業」に当たる一方、設備の増築等により一時転用の面積の変更を伴うものについては「同一の事業」に当たらないものと考えているが、ご意見を踏まえ、適用範囲については再許可時の許可基準の運用と合わせて通知等により明確化を図りたい。 経過措置が定める「当分の間」について、ご意見を踏まえ、既存事業者の事業計画への影響を考慮しつつ、将来的に経過措置を終了する際には、必要な期間を確保することとしたい。
	自治体条例を含む関係法令に基づく手続等を終えていない場合の運用の明確化（同旨8件） 営農型太陽光発電に係る関係法令・自治体条例に基づく手続履行の徹底と、行政手続における透明性・予見可能性の確保を求める。 地域の実情に応じた土砂災害防止や景観保護のための自治体条例の重要性を踏まえ、関係法令および地方自治体の条例に基づく手続きを履行しない事業者に対しては、農地転用を断固として許可しない運用を国として徹底すべきである。 5 農地法第47条第2号の2および第57条第2号の2に追加される手続要件について、以下の事項を明確にすべきである。 － 対象となる条例に基づく手続の具体的な範囲（「その他の手続」として想定される手続きの内容を含む） － 手続が「終えていない」と判断する基準時 － 履行状況を確認する主体 また、附則第二条1における「許可の申請」が自治体への「提出」を指すのか「受理」を指すのかを明確にすべきである。「受理」を要件とする場合には、申請から受理までに要する標準的な期間を明示し、事業者の予見可能性を確保すべきである。	ご意見を踏まえ、関係法令（条例を含む）により義務付けられた手続きを履行しない事業者等が農地転用許可を得ることが無いよう運用を徹底するとともに、制度の透明性を確保するため、運用の明確化を図ってまいりたい。
	農地の原状回復等を命じられている者の申請機会の損失（同旨12件） 農地法第51条に基づく原状回復命令を受けている事業者を不許可事由とすること、および関係法令・条例の手続き履行を厳格化する方針に賛同する。これは、メガソーラー等を巡る地域紛争や放置農地の発生を未然に防ぎ、営利目的の不適切な営農型太陽光発電事業者を積極的に排除する上で重要であり、農林漁業再生法に基づく、地域共生と調和しない不適切な再生可能エネルギー事業への厳格な対応にも強く賛同する。今回の制度改正により許可基準が厳格化され、不適切な事業者を排除できるようになることに期待する。 悪質事業者の「逃げ得」防止 悪質な事業者や法人変更による再参入を防止するため、原状回復命令を受けている事業者だけでなく、重大な農地法違反や虚偽申請等を行った事業者について、代表者、役員、主要株主等も確認し、関連会社やダミー会社を通じた申請も排除できるよう審査基準を細化すべきである。あわせて、強制執行等による費用回収や再参入禁止等の厳格な措置を検討すべきである。過去に重大な違反や原状回復命令への不履行等があった事業者については、その履歴を許可・認定審査に適切に反映させ、悪質な違反に対しては実効性のある措置を講じるべきである。 6 適用範囲・運用の明確化 一方で、原状回復命令の存在は申請者の信用を判断する一事情として考慮すること自体は否定しないものの、以下の点について運用の細目を通達等で明確化すべきである。 － 農地法第51条は是正結果として「原状回復」だけでなく「追認許可」も想定しているにもかかわらず、原状回復命令を受けているという一律の理由で転用許可を妨げることは、違反状態を適法な許可状態へ移行させるための申請まで閉ざす可能性がある。 － 農地法施行規則第47条第7号の「原状回復等の措置が命じられている者」に対する転用許可の制限について、違反転用を是正するために別の農地を恒久的または一時的に転用する場合であっても許可ができないのか、適用範囲を明確化すべきである。 － 軽微な手続上の違反や正中の案件、あるいは行政不服審査・訴訟等で処分効力が争われている案件については、こうした事情を考慮した運用とすべきである。	原状回復等の措置が命じられている時点においては、既に指導や勧告等を受けているにもかかわらずなお是正が行われなかった状況にあるため、御懸念のように原状回復等の措置が命じられている者の是正機会を喪失する場合は基本的に想定されないが、ご意見を踏まえ、制度の趣旨や運用に誤解が生じないよう説明してまいりたい。
Ⅲ農山漁村再生法		
	1 全般	

	農地法施行規則から具体的営農基準を削除することへの懸念・同等以上の基準維持要求（同旨12件） 農地法施行規則から営農型太陽光発電に係る具体的な審査基準（収量・品質・営農継続・農業機械利用等）を削除するにあたり、新制度において同等以上の実効性ある審査・監督が確実に継続されるよう、省令等で明確化することを強く求める。 現状において、営農型太陽光発電と称しながら発電事業が主で農業が形式的に付随するにすぎない、いわゆる偽装的な営農事例が各地で問題となっており、太陽光発電を主目的とした形式的な営農や、通常の農業経営として成立しない事業は認定・許可すべきではない。しかし、農地法施行規則から具体的基準が削除され農山漁村再エネ法に審査が集約される仕組みへの変更により、市町村ごとの審査基準の乖離や名ばかり営農を防ぐ能力が低下するとともに、農地法本来の目的である農地保全よりも再生可能エネルギー導入促進が優先され、農地保全の実効性が低下することが強く懸念される。また、2024年4月に強化されたばかりの具体的な許可基準をわずか数年で削除する理由が不明であり、同改正の効果と残された課題の検証結果を示すべきである。 これらの懸念を踏まえ、新制度においては、営農の継続可能性・収量・品質・販売実績・営農収支・農作業条件等を客観的かつ定量的に確認するための審査基準を国が基本方針・運用ガイドライン等に明記し、旧規則の評価視点を評価標準として継承すべきである。具体的には、営農計画書・作付計画図を必須の添付書類とすること、作付面積・作物の種類・収量・販売方法・農業収入等について具体的かつ定量的な審査基準と提出資料の要件を設けること、複数年にわたり基準を満たさない場合は認定取り消しおよび原状回復を原則とすること、現行制度と同等以上の実効性を持つ規制がどの法令のどの条項によって担保されるのかを具体的に示すことを求める。代替となる規定が別の法令等に明確に記載されないのであれば、現行規定の削除には反対であり、営農が主で発電が従であるという制度趣旨を確保するための実効性ある制度設計を強く求める。	今回の制度改正においては、農地法施行規則からは営農型太陽光発電に係る具体的な許可基準が削除されることとなるが、農山漁村再生可能エネルギー法においてそれと同等以上の認定基準を設けることで、適切な営農の継続を前提とした制度の趣旨に沿った形で営農型太陽光発電が導入されるよう適正化を図るものである。 ご懸念のように農地保全等の実効性が低下することがなく、営農の継続を前提とした本制度の趣旨が適切に図られるよう、審査基準等の運用を執務参考資料により明らかにするとともに、今後も制度の課題を継続的に検証しつつ、実効性ある制度設計を進めてまいりたい。
	遊休農地における営農見込み要件の欠落への懸念 改正案で遊休農地における営農型太陽光発電の単収要件が適用除外となる際に、現行規定にある「下部の農地の全部又は一部において営農が行われる見込みがない場合」に相当する不許可要件が削除されており、営農の実態を伴わない事業を排除する基準がなくなるため、この要件を新たな制度でも確保し、営農の見込みを確認する方法を明確にすべきである。	農山漁村再生可能エネルギー法の告示改正案においては、営農型太陽光発電は、適切な営農の継続を前提とした制度であることを明確に規定しているため、下部農地の全部または一部において営農が行われる見込みがない場合にあっては、当該規定に基づき従来同様に不許可とすることが可能と考えているところ。 ご意見を踏まえ、制度の趣旨の周知を図ってまいりたい。
	農業委員会の関与・役割・判断基準の明確化（同旨5件） 営農型太陽光発電に係る制度運用において、農業委員会の実質的な関与を確保するとともに、各種判断基準・手続き・権限の所在を明確化することを求める。 実質的な売電目的の農地転用を防ぐため、農地転用のやむを得ない理由や背景事情を設備整備計画の記載事項として明確に規定すべきである。また、大規模太陽光発電（メガソーラー）については、面積による許可権者の違い以外に、規模・規格に応じた事務処理上の具体的な相違点を明確にすべきである。 再エネ担当部署との協議において農業委員会の審査が形式化・追認化することを防ぐため、農業委員会が「不同意」または「是正意見」を表明する際の判断基準を明確に規定すべきである。 営農型太陽光発電施設の指導監督権限が農山漁村再生可能エネルギー法担当部署へ移行することにより、農業委員会の関与が形骸化するおそれがある。農業委員会の関与を維持・強化するための具体的な措置を講じるべきである。 農用地区域内における農地の集積・集約化、土地改良事業の施行、農業経営の規模拡大等の支障となる農地を「設備整備区域」から事前に除外できるよう、市町村が農山漁村再生可能エネルギー法に基づく基本計画を策定する段階から、農業委員会の意見を確実に反映させる手続きと除外基準を明確に規定すべきである。 営農型太陽光発電における利益還元額の適正性判断について、判断主体（例：農業委員会）を明確に規定し、判断者の関与を制度上明確にすべきである。 農山漁村再生可能エネルギー法に基づく農業委員会による意見聴取に関して、意見を述べるべき事項の範囲と、その判断に必要な農学的知見を要する資料の提供方法・範囲を明確にし、農業委員会が独自に判断することを要しない仕組みを整備すべきである。 農業委員会が実質的かつ独立した判断機能を発揮できるよう、制度上の権限・基準・手続きを明確化し、営農型太陽光発電に係る農地保全の実効性を確保することを強く求める。	ご意見を踏まえ、執務参考資料や通知等により農業委員会との連携や審査の判断基準等について明確化し、制度の実効性を確保したい。

	認定取消後の農地法上の情報連携・手続の明確化（同旨2件） 農山漁村再生可能エネルギー法に基づく設備整備計画の認定取消しから農地法上の対応措置に至るまでの一連の手続きについて、関係機関間の情報連携経路・役割分担・発動条件を明確に規定することを求める。 設備整備計画の認定取消しが直ちに農地法上の取消しや原状回復命令等につながるものではないことは理解する。しかしながら、認定根拠が失われた場合に、その情報が農地法上の処理へと確実に接続される仕組みが、本改正案および関連公示資料において不明確である。 単なる一時的な単収低下等で直ちに農地法上の対応を求めるものではなく、市町村による改善指導後も改善が見られない場合や認定取消し・再認定不成立の場合に、農地法上の対応要否確認へと接続する手順を明確に規定すべきである。 認定担当部署（市町村）と農地法上の許可権者（都道府県・農業委員会または市町村内の別部署）との間で、以下の情報が確実に連携される経路を制度上明確に規定すべきである。 － 認定後の指導経過および未改善事項 － 認定取消しの理由および設備存置状況 － 農地法上の対応要否の判断結果 4 農地法上の措置を「個別に判断する」ためには、判断主体に認定根拠の喪失とその理由が伝達され、判断が開始され、その結果が認定担当部局へ返される情報経路が不可欠である。 設備整備計画の処理が終了しても農地法上の対応要否が確認されないまま問題が放置されないよう、以下の各機能がどの法令等に位置付けられているかを明確にすべきである。 － 認定根拠喪失時の発動条件 － 通知・受領の主体および通知事項 － 受領後の確認および判断 － 判断結果の返信および案件終了の確認 農山漁村再生可能エネルギー法に基づく認定取消し後、農地法第51条に基づく原状回復等の措置に至るまでの手続きにおいて、以下の事項を明確化すべきである。 － 事実の調査・認定の手続きおよび担当主体 － 計画作成市町村と都道府県知事等の間の情報共有の方法 － 市町村および農業委員会それぞれの役割範囲 － 設備整備者が資力を喪失した場合の対応主体および費用負担の在り方 認定取消しから農地法上の対応措置に至るまでの一連の手続きが制度上の空白となることなく、関係機関が有機的に連携して実効的な農地保全措置を講じられるよう、手続きの明確化と制度的な裏付けを早急に整備することを強く求める。	ご意見の通り、農山漁村再生可能エネルギー法に基づく認定が取消しとなった場合には、速やかに農地法に基づく原状回復命令等が必要となることから、関係部署の連携が適切に図られるよう、執務参考資料や通知等により手続きの流れや運用を明確化してまいりたい。
	外国資本・実質的支配者（UBO）の透明化・規制強化（同旨19件） 営農型太陽光発電の適正化に向けた省令改正による仕組みの整理・強化は評価するが、実態が不透明な国内法人・ペーパーカンパニーや、実質的支配権が外国資本にある主体が、形式的に農業法人等を装って農地や発電権益を掌握する「抜け穴」が懸念される。実態の不透明な外国資本や外国人による農地・発電権の買収が進めば、我が国の食料生産基盤が国外資本に依存・掌握され、将来的に国内の食料生産や土地利用の管理が不安定化するおそれがある。こうした懸念を踏まえ、以下を求める。 1. 実質的支配者・資本関係の徹底審査 形式的な書類審査にとどまらず、事業者の実態を確認できる実効性の高い審査体制を構築すべきである。認定・農地取得・利用にあたっては、登記上の代表者だけでなく、実質的支配者（UBO）の国籍、資本構成、出資比率、法人間の関係性、資金調達先・資金出所、所在国、関係会社・委託先、利益帰属先を詳細に開示・確認させ、迂回・実質的支配も把握できる制度とすべきである。 あわせて、設立時期、資本金、従業員数、常勤役員、農業経験・農業経営実績、太陽光発電事業の実績、日本国内での納税・事業実態、過去の行政処分歴、税・社会保険料の滞納、設備放置・原状回復命令歴についても審査すべきである。認定のためだけに設立された法人については、親会社・出資者を含めた信用力および撤去能力を厳しく審査すべきである。特に外国資本が関与する法人や投資目的の法人に対しては、参入要件を抜本的に引き上げ、参入ハードルを厳格化すべきである。実質的支配者や資金出所を確認できない事業は認定すべきではない。 2. 安全保障の観点からの審査と設備の管理体制 外国政府の影響を受ける主体が関与する場合は、土地利用、電力インフラ、安全保障、資金移動等の観点から国が厳格に審査すべきである。特に水源や重要インフラ周辺等の安全保障上重要な土地については、関係制度との情報連携を行うべきである。 5 また、太陽光発電設備・通信機器・監視装置の安全性（耐久性、保守体制、データ保存先、遠隔操作権限）を確認し、国外からの不当な情報取得や遠隔操作を防ぐため、国内で設備の停止・修理・撤去が可能な体制を認定条件とすべきである。太陽光発電事業の意思決定プロセスにおいて、特定の権力者による実効支配を許すべきではない。 3. 農地の外国資本による取得・支配の規制 外国人・外国法人による農地・関連土地の取得は原則禁止とし、例外的に認められた場合でも取得者の氏名・名称および場所を速やかに公表し、必要に応じて収用を実施できる仕組みを明確に位置付けるべきである。発電事業を口実とした、実態を伴わない土地の囲い込みや転売、外国資本による農地支配を目的とした行為に対しては、厳罰化と強力な抑止力を担保すべきである。 農業目的で取得・利用すると申請した後に別の用途へ転用・利用されることがないよう、より厳格な監視体制と、違反時の速やかな権利取消しを含む実効性のある制度を設けるべきである。農地が特定の事業者や資本によって過度に集積・利用されたり、投機目的や農業以外の目的で長期的に利用されたりすることのないよう、監視・監督を強化すべきである。 4. 情報公開と地域住民への透明性確保 再生可能エネルギー事業の透明性確保のため、事業者の資本関係、実質的な所有者、事業撤退後の責任主体について、地域住民が理解できるよう情報公開を徹底すべきである。 5. その他 不適切事業者が科された巨額の罰金や撤去・送還コストを支払えない場合の踏み倒しを許さないよう、実効性のある費用回収の仕組みを設けるべきである。また、観光・就労・実習生の受け入れに関する上限枠（キャップ制）の義務化や、日本社会に害を成した者に対する永住・帰化の取消といった運用枠組みの構築を求める意見もある。なお、本改正が農村活性化や再エネ推進を名目として外国人労働者・留学生の受け入れ拡大やそれらへの補助金・支援策の拡充につながることは反対する。	不適切な取組に対しては、実施主体の国籍等に関わらず、厳格に対応してまいりたい。

	営農型太陽光の推進・規制緩和・ハードル引き下げ要求（同旨35件） 営農型太陽光発電については、営農が継続される限り農地転用の対象とすべきでなく、容易に撤去できる設備に「一時転用」の前提を適用することは合理的でない。収量・収益の維持や容易な撤去構造といった条件は現実的に困難であり政策として矛盾しており、遮光率をはじめとする設置条件の緩和、申請手続きの簡素化、農地法施行規則の規制廃止と市町村判断への委譲を求める。今回の対策パッケージは導入促進に逆行しており抜本的な再検討が必要である。 農業経営の安定化・所得向上、食料自給率・エネルギー自給率の向上、耕作放棄地の再生、地域エネルギー自給、気候変動対策、生物多様性保全への貢献が期待され、化石燃料削減・脱炭素化の手段として不可欠であり、農業後継者問題や収入面の課題への対応策としても有効である。山林開発型の大規模太陽光発電とは異なり農地を活用する点でも評価すべきであり、 6 国を挙げてエネルギーと食料の双方の生産強化を図るべきである。 不適切事案の排除と真摯な農業者の新規参入促進を両立する仕組みが必要であり、市町村基本計画の必須化や全国共通の硬直的な基準により適切な案件が排除されることへの懸念がある。農民自身の自己決定権を尊重し、地域・行政が関与する柔軟な認定、優良事例の可視化や優良事例集の作成、十分な移行措置・自治体支援・申請負担軽減を求める。基本方針の見出しを「推進と適正化」とし、促進策を規制と同等に位置付けるべきである。 農地保全と再生可能エネルギー拡大は対立ではなく両立・共存させるべきであり、規制強化一辺倒でなく強力な促進策を同時に措置すべきである。事業計画の予見可能性喪失による民間投資・融資・電力購入契約への悪影響を懸念し、欧州等の厳格なガバナンスモデルを参考に地域共生型の優良事例のみが推進される制度設計を確立すべきである。	ご意見を踏まえ、不適切な取組への厳格な対応とともに、農業と両立する望ましい営農型太陽光発電については、適切に推進してまいりたい。 また、優良事例集の作成や自治体支援、負担軽減についても取り組んでまいりたい。
	放牧型営農・採草放牧地の取扱い明確化（同旨2件） 営農型太陽光発電の対象として、家畜放牧型の営農および採草放牧地における活用を制度上明確に位置付けることを求める。 営農型太陽光発電の形態をとらないものの、太陽光発電所の敷地（雑種地等）内で綿羊等の放牧を行い、肉の出荷や地域雇用創出に貢献している事例が既に存在する。飼料価格・エネルギー価格の高騰により酪農家の倒産が多発している現状において、営農型再生可能エネルギー事業からの地代収入等は酪農家の経営安定化に直接寄与するとともに、採草放牧地の放棄・荒廃防止にも資するものである。 7 家畜放牧型の営農を本制度の対象となる営農として明確に認めるべきである。放牧型営農は農地・採草放牧地の適正な利用維持に貢献するものであり、本対策パッケージにおける扱いを早急に検討・明確化すべきである。 登記上の地目が牧場、または農地台帳上で採草放牧地とされている土地における農地法の規制について、本対策パッケージにおける取扱いを明確化すべきである。採草放牧地が制度上適切に位置付けられることにより、酪農・畜産経営の安定化と農地・採草放牧地の保全を同時に実現することが可能となる。 放牧型営農および採草放牧地における営農型太陽光発電を制度上明確に位置付けることにより、酪農・畜産経営の安定化、採草放牧地の荒廃防止、および地域雇用の創出に資する制度設計を構築することを強く求める。	今回の制度改正は、農地に太陽光発電設備が導入される場合においては農業と両立する望ましい形で導入されるよう、適切な営農の継続が大前提であるといった基本理念や、導入される設備や栽培品目の販売実績等の明確な数値指標を定めることにより、規律強化を図るもの。 ご意見の太陽光発電の敷地（雑種地等）内でめん羊等の放牧を行う取組は、非農地で行われる取組であり、今回の制度改正において取り扱う対象とはならない。また、採草放牧地において、今回の制度改正に基づき太陽光発電設備を導入することは可能であるが、その場合、太陽光発電設備の下部において牧草等の農作物の栽培が行われることにより、当該土地は農地として取り扱われることとなる。
	農地法上の許可基準と農山漁村再エネ法認定の法的整合性への疑義（同旨8件） 営農型太陽光発電の規制強化は農山漁村再生可能エネルギー法ではなく、一時転用許可権限を持つ農地法を厳格に適用・改正する形で行うべきである。農地法に基づく農業委員会による審査や地域計画との整合確認など既に仕組みが設けられており、基本計画の策定を重ねて要件とすることは非効率である。 8 本省令案が目指す政策目的自体は妥当としつつも、具体的な規制手段の法的根拠・合理性・比例性について疑問がある。農地法上の「転用対象」（支柱・杭の基礎部分）と農山漁村再生可能エネルギー法に基づく「審査・監督対象」（下部農地全体の営農状況）が一致しておらず、この不一致が解消されていない。また、農地転用許可の要件として農山漁村再生可能エネルギー法に基づく基本計画による認定を必要とするプロセスは緩いあるいは見送るべきである。 他法令において既に住民説明が要件とされている場合に農地法の省令に改めて明記する意図と実務上の必要性、農地法第47条第1項第2号の2の改正における他法令の許可・届出完了と農地法許可の関係およびその適用範囲についても、それぞれ明確な説明が求められる。	望ましい営農型太陽光発電事業の推進に当たり、適切な営農の継続を大前提とするほか、農業者の所得向上や地域との共生も担保される必要があることから、農地法のみならず、農業上の利用と再生可能エネルギー電気の発電のための利用との調整が適正に行われなければならない旨が基本理念として定められ、農地法の特例としてフンストップ申請が措置された農山漁村再生可能エネルギー法を活用した一時転用許可の仕組みとすることが適当と考えている。 なお、農山漁村再生可能エネルギー法上、市町村が認定するときであって、その認定する申請内容に農地転用に係る事項が含まれている場合は、転用許可権者である都道府県知事等に協議することになっており、従来の農地転用許可審査事務等から変更はないと考えている。 また、改正後の農地法施行規則第47条第2号の2及び第57条第2号の2の趣旨については、昨今、全国各地でメガソーラーをはじめとした再生可能エネルギーの導入と地域共生の両立が問題となっており、令和7年12月23日に大規模太陽光発電事業に関する関係閣僚会議で決定された「大規模太陽光発電事業（メガソーラー）対策パッケージ」では、「再生可能エネルギーの導入にあたっては、（略）地域との共生が図られた望ましい事業は促進する一方で、不適切な事業に対しては厳格に対応する必要がある」「各種の関係法令の規制を総動員し、厳格に対応する」とされていることも踏まえ、転用を行おうとする事業者による関係法令（条例を含む。）に基づく所要の手続の履行を一層徹底いただくためのものである。
	制度改正の検証不足への批判（同旨4件） 本制度変更にあたっては、従来制度の限界の検証・変更理由の明示・数値的根拠の提示・効果検証の実施を徹底し、農業者の実情を十分に考慮した制度設計とすることを求める。 本制度変更を行うにあたり、なぜ従来の制度では限界があったのかを明確に検証・説明すべきである。現行規制に問題がない部分については、これを残したまま新制度に移行すべきであり、変更が必要な部分については、その理由・行政目標・数値的根拠を具体的に示すことを求める。根拠が不明確なまま制度変更を行うことは、現場の混乱を招くとともに、制度への信頼を損なうおそれがある。 9 政策や運用基準の「後出し」による変更や追加要求が多く、これに対応するための過度な時間的負担が事業者・農業者・自治体に発生している。制度変更にあたっては、関係者が十分な準備期間をもって対応できるよう、変更内容を事前に明確かつ包括的に示すとともに、「後出し」による追加要求を極力排除すべきである。 営農型太陽光発電関連の法改正について、その後の効果検証が実施されていない点は重大な問題である。法改正が目的化し農業者の実情が考慮されていない状況を改善するため、過去の法改正の効果を客観的に検証したうえで、その結果を新たな制度設計に反映させる仕組みを整備すべきである。 制度変更の根拠を明確化し、従来制度の限界の検証・変更理由の数値的根拠の提示・過去の法改正の効果検証を徹底することにより、農業者の実情を十分に考慮した実効性ある制度設計を構築することを強く求める。	ご意見の通り、制度改正の効果検証を行いながら、今後にも必要に応じて制度の見直しを行ってまいりたい。

	2－1 営農に関すること	
	年間50万円以上の生産・販売実績要件への反対・新規就農者への参入障壁軽減（同旨10件） 営農型太陽光発電における営農者の「栽培品目について年間50万円以上の生産・販売実績」の要件について、以下のとおり見直しを求める。 一律基準の見直し・撤廃を求める立場 一方で、生産・販売実績50万円以上という一律の基準は、営農者の多様な状況を考慮しておらず、第一次産業に従事する者への過度な負担となり、特に中小規模の営農者、中小兼業農家、新規就農者、小規模高付加価値農業などの参画を阻害するとの懸念が強い。そのため、この要件については撤廃または抜本的な再検討を求める意見、あるいは柔軟な見直しを求める意見がある。認定農業者だけでなく、中小兼業農家や新規就農者も事業を実施できるよう、要件を見直すべきである。 1 新規就農者等への配慮・代替評価の導入 とりわけ、新規就農者・新設法人、就農初期段階の農業者、小規模農業、新品目・新規作物への転換期、有機農業への転換期、収穫まで複数年を要する長期栽培作物、異常気象の影響を受けやすい地域等については、過去の生産・販売実績や一律の年限基準で過度に排除しないよう、以下の対応を求める。 － 専門家意見、試験・実測データ、販売契約・販売見込み、要件を満たす見込みを示す事業計画、改善計画などを組み合わせた代替証明・代替評価の仕組みを設けること。 － 農業経営の規模や品目に応じた評価方法を認め、農業経営全体の実績や販売契約等を含めた総合的な判断基準とすること。 － 認定新規就農者や就農3年未満（就農初期段階）の者等については、販売金額要件の適用を除外するか、一定期間猶予する例外規定を告示本文に明記すること。 － 悪質業者の排除とは切り分けたくうえで、別の認定制度・証明制度や、販路の柔軟な設定を認めること。	年間50万円以上の販売実績等を基準に置いているのは、作物の販売等を行わずに売電のみを行う事例が見られる中で適正化を図るための措置であり、最低限必要な実績と考えている。 営農型太陽光発電の設備下においては、遮光による生育時期への影響や、設置された支柱等による農作業への影響等が見込まれるため、まずは最低限の栽培経験を積んだ上で取り組むことが適当と考えている。
	「地域で一般的な品目・販路」要件への反対・柔軟化要求（同旨8件） 営農型太陽光発電における栽培品目および営農計画の審査基準について、以下のとおり見直しを求める。 品目・販路に関する基準の曖昧さと硬直性 「地域で一般的に栽培され、一般的な販路が確立されている品目」という記述は曖昧であり、また期間内の収量確保を求める基準は、営農者の多様な取り組みや作物栽培の可能性を排除するおそれがある。政策で推奨されている米・麦・大豆以外にも、さつまいも、ブドウ、ブルーベリー、緑茶、コーヒー、茶、果物、花きなど、太陽光パネルの下で既に栽培に成功している多様な品目があることを認識すべきである。米・麦・大豆以外の農作物を栽培する営農者に特例措置を設けないことは、特定の品目栽培農家のみに利益をもたらし、他品目栽培農家に不利益をもたらす不公平な改正であるとの批判もある。また、作物の種類ごとの収量・品質への影響の差異が、現行の法改正内容に適切に反映されていないのではないかと指摘がある。品目制限を含む一律の規制は、実態や環境調和型農業に反するため、撤廃または見直すべきである。 2 販路・販売形態の多様性への対応 「地域で一般的な品目・販路」の基準は、契約栽培、直接販売、加工用、EC販売、新たな地域特産品といった多様な販売形態や新規品目開発を阻害する可能性がある。実需者との契約や販売計画に基づく代替ルートを設定するとともに、基準を「継続的な販売可能性および経済性が客観的に確認できること」とすべきである。 柔軟な評価と多様な客観的資料の活用 全国一律の事前基準（遮光率、生産実績、品目、設備寸法など）を絶対的な足切りとせず、作物、気候、農機、営農方式の多様性を考慮し、標準的な目安として運用したうえで、代替ルートや柔軟な評価を導入すべきである。 営農計画の審査においては、市町村単位での統計不足や、新しい品目・栽培方式・販売形態では適切な比較対象や「一般的な販売先」が存在しない場合があり、既存の基準のみでは農業経営の革新を妨げる可能性があることを踏まえ、地域の統計や既存の栽培実績だけでなく、都道府県や他地域の統計、研究機関の成果、専門家の意見、営農者自身の客観的データ、民間の試験・研究結果など、多様な客観的資料を、合理性が確認できる場合に限り使用できることを明確化すべきである。 審査の考え方 営農計画の審査は、「過去に地域で同じことが行われていたか」ではなく、「計画された営農が現実成立し、継続できる合理的な根拠があるか」を判断するものとすべきである。	品目については、これまでの取組状況を踏まえ、地域の気候や土壌に合った作物を栽培することが農業との両立を確保する上で重要と考えられることから、地域で一般的に栽培されている品目とすること等を基準としたところ。 米、麦、大豆以外であっても、地域で一般的に栽培されている品目を制限するものではないことから、既に栽培に成功している品目を制限することになるとの懸念には当たらないものと考えている。 また、販路の基準が多様な販売形態を阻害する可能性があるとの懸念については、あくまで設備下での栽培に取り組む品目について、地域で一般的な販路が確立しているかを確認する趣旨であり、実際の販売方法を制限するものではないため、懸念に当たらないものと考えている。 そのほか、十分な科学的根拠に基づき基本理念の着実な実現が確保される場合には、設備の形状・実施の形態について、地域の品目等の特性に応じた特例を基本計画に設けることができるものとしているところ。 こうした特例も合わせて活用することで、新たな取組の可能性を排除することがないよう適切に制度を運用してまいりたい。
	「初年度から毎年収穫・3年以内に計画収量確保」要件への反対（同旨2件） 初年度から毎年収穫可能、原則3年以内に計画収量を確保するという基準について、果樹や茶等の永年性作物の生物学的特性を考慮し、品目ごとの生育期間や成圃化までの期間を踏まえた合理的な栽培計画が示されている場合は、3年を超える期間についても認めるべきである。 3 耕作放棄地の再生や新規営農においては、土づくりや環境整備に時間を要することから、初年度からの安定収穫や3年以内の収穫量確保は現実的ではないケースがあるため、収穫実績だけでなく営農計画や改善状況を評価対象とする柔軟な制度設計が望まれる。	従来の制度において、収量要件の適用が猶予される果樹等の生産に時間を要する作物において農業と両立が図られない形で導入される事例が拡大しており、遮光による影響等を踏まえた適正な生育期間の科学的根拠が無い中で取組の適正化を図るため、遅くとも3年以内に収穫可能であることを基準として設けたところ。 一方で、十分な科学的根拠に基づき基本理念の着実な実現が確保される場合には、地域の品目等の特性等に応じて収穫までの年数等についても基本計画に特例を設けることができるものとしているところ。 こうした特例も合わせて活用することで、新たな取組の可能性を排除することがないよう適切に制度を運用してまいりたい。
	収量減少の許容幅をさらに厳格化すべき（同旨3件） 営農型太陽光発電設備の下部農地における営農継続の確保という観点から、本省令案の規制はなお不十分であるため、修正又は運用強化を求める。 営農型太陽光発電（ソーラーシェアリング）には、作物の減収、架台やパネルの導入コストの高さ、農業機械の作業性や安全性の低下といった課題がある。こうした現状に照らすと、収獲量が一定程度減少しても許容する考え方は、営農継続を確保する制度として緩すぎると考える。農地は食料生産の基盤であり、再生可能エネルギー設備の設置を理由に、その生産性低下が広く容認されるべきではない。 4 とりわけ、収穫量の減少を2割まで許容する運用は、営農実態の後退を招くおそれが大きく、基準として適切ではない。許容範囲は最大でも5%程度までに厳格化し、これを継続して満たせない場合には、速やかに一時転用許可の取消しその他必要な措置を講ずる制度とすべきである。営農実績が不良であるにもかかわらず長期間放置されることは、制度全体への信頼を損なう。 なお、営農型太陽光発電が農業振興に繋がっているという根拠として、全国の既存設備の農業収穫量と通常栽培の収穫量を比較したデータが公表されないまま改正が行われるべきではない。	営農型太陽光発電の設備下においては、設備により作付けできないスペースが生じることや、遮光による影響等により、一定程度の減収が見込まれる一方、発電した電力によって農業経営を支え、経営を発展させる手法の一つとしても有効と考えられるため、適切な営農の継続を大前提とし、地域活性化に資する形で導入することは適当であると考えている。 ご意見を踏まえ、不適切な取組が導入されることがないよう制度の実効性を確保するとともに、営農が適切に行われなかった場合には、許認可の取消し、その他必要な措置を講じてまいりたい。

5	下部農地の営農者を栽培実績がある者や認定農業者等に限定すべき（同旨 3 件） 農業経験がない新規参入者が営農型太陽光発電の特殊環境下で営農を行うことへの懸念があり、こうした環境での栽培には技術が必要であることから、新規設置の営農型太陽光発電について、改正案で下部農地の営農者を「栽培実績がある者に限定する」方針は、不適切事案の防止に繋がり有効であり、その早期実現を希望する。なお、営農者は認定農業者に限定されるべきである。	ご意見を踏まえ、栽培実績を確認すること等により、不適切事案を防止しつつ、適切な導入が図られるよう制度の実効性を確保してまいりたい。
6	有機農業・環境再生型農業との組み合わせを「望ましい営農」として評価 「望ましい営農型太陽光発電」の評価においては、単年度の収量のみによる判断を超え、農地・土壌・生態系の再生に資する総合的な指標を制度上明確に位置付けるとともに、環境再生型農業との統合を積極的に推進する制度設計を求める。 「望ましい営農」の評価項目には、単年度の収量にとどまらず、以下の農地・土壌・生態系の再生に資する指標を明確に位置付けるべきである。 - 土壌の健全性および改善状況 - 生物多様性の維持・向上 - 水循環への影響 - 炭素貯留効果 - 農薬・化学肥料の削減状況 営農の評価においては、短期的な収量のみで判断するのではなく、複数年にわたる営農計画および農地の「再生プロセス」を総合的に評価する仕組みを導入し、適切な移行期間を設けるべきである。これにより、有機農業・不耕起栽培・環境再生型農業への転換を目指す営農者が不当に排除されることなく、農地再生の取り組みが適切に評価される制度とすべきである。 有機農業・不耕起栽培・環境再生型農業と営農型太陽光発電を組み合わせた農地再生の取り組みを「望ましい営農型太陽光発電」の重要なモデルとして制度上明確に位置付け、積極的に育成する制度設計とすべきである。これらの取り組みを「望ましい営農」の具体例として明確に評価・推奨することを求める。 環境再生型農業は地域ごとに最適な方法が異なるため、全国一律の基準のみによる評価にとどまらず、以下の仕組みを整備すべきである。 - 地域ごとの実証事業の促進 - 農業生産・土壌・生物多様性・エネルギー・経済効果等を測定・検証する仕組みの整備 - 実証成果を継続的に制度へ反映できるフィードバック体制の構築 「望ましい営農型太陽光発電」の評価を単年度収量から農地・土壌・生態系の総合的再生へと高度化し、環境再生型農業との統合を積極的に推進する制度設計を構築することを強く求める。	環境に関する評価指標の位置付けに関するご意見については、指標化する上での運用上の課題があるため、制度設計に位置付けることが困難であるが、国において、営農型太陽光発電に関するさらなる知見の収集・検証に努め、今後の制度設計に活かしてまいりたい。
7	日本人農業者・新規就農者の支援強化（同旨 6 件） 営農型太陽光発電の規制強化と並行して、国内の若手農業者・新規就農者が農業そのもので十分な所得を得て自立できるよう、農業を魅力ある成長産業として育成するための「攻めの担い手支援」を本制度と一体的に強力に推進することを求める。 国は、自治体中心の制度運用にとどまらず、第一次産業に従事する人々を中心に据え、個々の取り組みを妨げることなく支援することに徹すべきである。外国資本や不適切な法人の参入規制を徹底する一方で、日本人の農業離れを防ぎ、意欲ある国内の若手農業者・新規就農者が自立して利益を上げられる環境を整備することが急務である。 農業の「きつい・儲からない」という構造的課題を解決するため、以下の総合的な担い手支援策を本制度と一体的に強力に推進すべきである。 - 若手・新規就農者への所得支援および経営支援 - 農業機械導入支援およびスマート農業・AIへの投資促進 - 農地集約・大規模化支援 - 高付加価値農産物への転換支援および輸出支援 - 肥料・飼料・燃料費高騰対策 - 農業法人の成長支援 - 条件不利地域への支援 - 農業所得安定化制度の充実 営農型太陽光発電を含む再生可能エネルギーとの連携も積極的に活用しながら、国内の若手農業者・新規就農者が十分な収益を確保し、農業を魅力ある成長産業として自立発展できるよう、経営支援・設備投資支援・新規参入支援等を充実させるべきである。 営農型太陽光発電の適正化にとどまらず、農業そのものを魅力ある成長産業として育成するための「攻めのインセンティブおよび経営支援策」を本制度と一体的に強化することにより、日本の農業の持続的発展と食料安全保障の確立を同時に実現する政策設計を強く求める。	農政全般に関するご意見として承りたい。

	作物ごとの具体的な目標単収・品目変更制限の明示（同旨 3 件） 営農型太陽光発電における収量基準および栽培品目要件について、自治体間の運用差を排除し、事業者・農業委員会・金融機関の予測可能性を高めるため、具体的かつ全国統一の運用指針を策定・明示することを求める。 下部農地の栽培作物における「目標単収の8割以上」の基準について、作物ごとの具体的な目標単収の数値をガイドラインで明示すべきである。現状では具体的な数値が示されていないため、農業委員会の総会においても議論が曖昧になり紛糾するなど、実務上のトラブルが多発している。収穫物に対する査定ルールを明確化し、多数の発電所を適切に監視・査定できる体制を整備すべきである。 － 単収要件の比較基準（比較対象・算定期間・気候変動年の扱い等）について、自治体間で運用差が生じる可能性がある。事業者および金融機関の予測可能性を高めるため、「同一市町村・同一作物・直近3か年平均の80%以上」といった全国統一の運用指針を通知等で明示することを求める。 新たに設けられる許可基準「原則毎年収穫可能な品目であること」に関連し、許可期間中の栽培品目の変更については、以下のいずれかの方向で一定の制限を設けることを求める。 － 一つの品目を最低一定期間（例：5年間）継続することを義務付ける － 許可期間中の品目変更は原則認めない － 品目変更時には再許可申請を必須とする 栽培品目の頻繁な変更は、営農の実態確認を困難にし、制度の形骸化を招くおそれがあるため、明確な制限規定を設けるべきである。 収量基準の具体的な数値の明示・全国統一・栽培品目変更の制限を一体的に整備することにより、農業委員会による実効的な審査・監督を可能とし、事業者・金融機関の予測可能性を確保する明確な制度運用基準を早急に策定することを強く求める。	地域毎に差のある単収については一律で目標単収を示すことは困難であるが、ご意見を踏まえ、地方公共団体ごとの運用に大きなばらつきが出ないよう、運用基準を執務参考資料等により運用を明確化するとともに、国においても情報を収集しながら適切にサポートし、制度を適切に運用してまいりたい。
--	--	--

	2－2 営農型太陽光発電設備に関すること	
1	遮光率30%未満という一律数値基準への反対・見直し（同旨17件） 営農型太陽光発電における遮光率30%未満という一律基準は、科学的根拠が不十分であり、農業の実態や作物・地域・栽培方法の多様性を反映していないため、抜本的な見直しを求める。 遮光率30%未満という基準は、主として関東地方の特定品種（米・麦・大豆等）を対象とした限定的な実験データに基づいており、茶・果物・花き・観葉植物等の多様な農作物の特性を考慮していない。また、地域ごとの気候条件や気候変動への対応、意図的な遮光栽培の存在も十分に反映されていない。この基準の妥当性を裏付ける科学的・統計的根拠が十分に示されていないため、まず国はその根拠を明示した上で、基準の妥当性を再検討すべきである。 遮光率30%未満という一律基準を適用することにより、以下のような弊害が生じることが強く懸念される。 第一に、静岡における高級茶栽培のように、特定の農作物においては遮光が有利に働き、優れた営農成果を上げている事例が国内外に存在するにもかかわらず、こうした取り組みが一律に排除されるおそれがある。第二に、ハウス型営農型太陽光発電については、遮光の調整を含めた環境づくりそのものが営農の重要な要素であり、作物ごとに必要な遮光率が大きく異なるため、画一的な基準の適用は営農の成立そのものを阻害する。第三に、遮光率のみならず、年間50万円以上の生産販売実績、最低地上高3m・通路幅4m、初年度からの毎年収穫要件、品目制限等の一律基準についても、地域ごとの気候条件や作物特性の多様性を反映できず、優良な営農型太陽光発電の取り組みまで排除してしまう懸念がある。 以上を踏まえ、以下の対応を求める。 第一に、遮光率30%未満という一律基準の科学的根拠を明示した上で、その妥当性を再検討すること。根拠が不十分である場合は、基準の削除または大幅な見直しを行うこと。 第二に、一律の数値基準による規制ではなく、作物の種類・地域の気候条件・栽培方法・営農実績等に応じた柔軟な評価制度へ転換すること。具体的には、収量・品質確保等の営農成果が確認できる場合には異なる遮光率を認める運用、認定農業者または同等の営農体制を有する者が営農計画や収量実績を提示できる場合の個別審査による緩和、公的機関のデータのみならず民間試験データも判断材料として認めること等を導入すべきである。 第三に、ハウス型営農型太陽光発電については、露地型と区別した上で、作物特性に応じた遮光率設定を個別に認める制度を設けること。市町村が基本計画を策定する際にも、露地型とハウス型を区別し、ハウス型については作物特性に応じた遮光率設定を明記できるよう、国がガイドラインとして示すこと。 第四に、遮光率・販売実績・架台高さ・品目制限等の各基準について、地域の実情や作物特性を反映した柔軟な運用を可能とするとともに、代替証明方法の導入や基準の目安としての位置付けを明確にすること。また、一定規模以上の案件に限定して要件化するなど、規制の対象範囲についても再検討すること。 農業の実態や作物・地域・栽培方法の多様性を十分に考慮した科学的根拠に基づく基準の設定と、柔軟な制度運用の実現を強く求める。	ご懸念については、作物や設備の特性に合わせて、十分な科学的根拠に基づき基本理念の着実な実現が確保される場合には、設備の形状・実施の形態について、基本計画に特例を設けることができるものとしているところ。 特例を設ける場合に必要な根拠については、公的機関が自ら行う試験に限らず、市町村等と農業者・民間が共同で行うものも対象としたいと考えている。 こうした特例も合わせて活用することで、新たな取組の可能性を排除することがないよう適切に制度を運用してまいりたい。
2	架台高さ（3m）・通路幅（4m）の一律数値基準への反対・性能基準化要求（同旨10件） 営農型太陽光発電設備の形状・形態に関する基準（最低地上高、機械通路幅、支柱の高さ・幅等）のあり方について、以下のとおり意見を述べる。 性能基準・営農機能による評価への見直し（柔軟化を求める立場） 設備の高さ・幅・通路幅・最低地上高等を全国一律の数値で規定することは、営農者が自身の営農計画に応じて判断すべき事項であり、圃場・作物・農業機械の多様性に照らしても、多様な営農形態の参画を阻害するおそれがある。そのため、これらの基準は、以下のとおり見直すべきである。 － 設備の形状・形態に関する基準（最低地上高3m、通路幅4m等）は、絶対的な数値基準とするのではなく、「当該作物の栽培に通常使用する農業機械および作業方法で、効率的かつ安全な農作業空間が確保されていること」を本来の判断基準とする性能基準に改めるべきである。 － 基本方針・制度は、規定値を適合推定として扱いつつ、定義された同等性証明を許容することで、実際の利用に基づいて農業機能が審査される柔軟な仕組みとすべきである。 － 「望ましい営農型太陽光発電」の基準については、設備仕様の全国共通数値基準よりも、実際の営農成果を重視した制度とすべきである。 － 特に施設園芸型や環境制御型の営農型太陽光発電については、遮光率や寸法といった形式基準だけでなく、実測データや作物の生育・収量・品質、作業動線、使用機械、環境制御による生産性向上を含めた「営農機能」全体で総合的に評価できる仕組みを導入すべきである。	従来の制度において、農作業を効率的に行うことができる空間を確保するための措置が講じられているかを判断基準としていたが、具体的な数値指標がないこと等により、営農に支障を生じさせる設備が導入されてしまう事案が発生していたため、今回具体的な認定基準を設けることとしたところ。 一方で、作物や設備の特性に合わせて、十分な科学的根拠に基づき基本理念の着実な実現が確保される場合には、設備の形状・実施の形態について、基本計画に特例を設けることができるものとしているところ。 こうした特例も合わせて活用することで、新たな取組の可能性を排除することがないよう適切に制度を運用してまいりたい。
3	設備基準の厳格化要求（同旨3件） 営農の実効性を確保するためには、発電設備の構造面についてもより厳格な基準が必要であるとの立場から、以下のとおり意見を述べる。 － 最低地上高「おおむね3m以上」という基準は、稲や麦の栽培に使用される国産自脱型コンバインの最大全高（2800mm）を考慮すると不足する可能性がある。「おおむね」という曖昧な表現を削除するか、具体的な数値として「おおむね3.5m以上」に引き上げるべきである。また、稲・麦栽培を作物として検討する現状を踏まえ、支柱の高さ（例えば3メートル）を転用許可の要件として求めるべきである。 － 太陽光パネルの高さや間隔について、作物の生育、日照、農作業機械の通行、作業安全性等に支障が生じないよう、全国一律に明確かつ厳格な下限基準を設けるべきである。個別判断に委ね過ぎると、営農より発電効率を優先する設計が容認され、農地の形骸化を招くためである。	ご意見を踏まえ、おおむね3メートル以上としている最低地上高の基準については、執務参考資料により運用上の下限を明確化したい。

	可動式架台等の新技術への柔軟な対応（同旨3件） 営農型太陽光発電に係る設備基準については、画一的な数値基準に縛られることなく、機能的要件の代替証明を認める柔軟な運用を制度上明確化するとともに、地域の実情に応じた自治体の裁量を確保することを求める。 代替証明の仕組みが制度上明示されない場合、市町村が過度に慎重になり、すでに削除された個別不許可事由に事実上回帰したり、営農の実施可能性が証明されている可動式設備であっても不当に拒否したりする懸念がある。 このため、国の基本方針において、遮光率30%未満・最低地上高3m以上・支柱間隔4m以上といった幾何学的な規定値では適切に評価できない可動式設備等について、計画策定市町村が認定手続きの枠内で機能的要件の代替証明を認めることができる旨を明確に規定すべきである。 4 地域の自治体および農業委員会が、それぞれの地域の実情に応じて適否を判断できる裁量を持つことが国益に資する。全国一律の硬直的な基準の画一的適用ではなく、地域の農業実態・気候・作物特性等を踏まえた柔軟な判断を可能とする制度設計とすべきである。 現行および将来的に登場しうるあらゆるタイプの営農型太陽光発電技術を柔軟に受け入れる余地を政策に残すべきである。技術革新に対応できる制度的柔軟性を確保することにより、農業生産機能の維持と両立する新たな技術の導入を妨げない制度設計を求める。 画一的な数値基準による硬直的な運用を避け、機能的要件の代替証明・地域裁量の確保・将来技術への対応を制度上明確に位置付けることにより、農業生産機能の維持を前提としつつ、実態に即した柔軟かつ実効性ある制度運用を実現することを強く求める。	改正案においては、可動式設備等の遮光率での判定が困難な設備においては、栽培する農作物の生育期間を通じてほ場の全ての地点で日射量の減少率が20%未満であることを確認するものとしているところ。 運用の明確化を図るとともに、今後も技術革新に対応できるよう、国においても新たな技術を含む知見の収集・検証に努めながら、適切に制度を運用してまいりたい。
	2－3 地域との共生に関すること	
	発電収益の農業・地域への還元仕組みの強化（同旨3件） 営農型太陽光発電による発電利益が農業者の所得向上と地域の農業・農村再生に実質的に還元される仕組みを制度上明確化するとともに、利益還元の評価範囲を農業経営に直接帰属する多様な形態へと拡充することを求める。 発電による利益を以下の農業・地域再生に資する用途へ還元する取り組みを優良事例として積極的に評価し、制度上強化すべきである。 － 農地・土壌の再生および有機農業への転換支援 － 新規就農者の支援および地域の農業人材育成 － 再生可能エネルギーの地域内利用 － 生物多様性の保全 － 地域農業・農村コミュニティの再生 農業者の所得向上という政策目的を達成するため、営農者と発電事業者が異なる場合には、発電事業による利益が実際の農業者の所得向上につながっているかを確認する仕組みとして、以下の情報を明確化・開示させるべきである。 1 － 営農者に支払われる金額 － 発電事業者の収入 － 土地所有者への賃料 － その他関係者への支払額 「適正な利益還元」の評価は現金支払いに限定せず、農業経営に直接帰属する以下の経済的・機能的利益を幅広く評価すべきである。 － 農業用電力の自家消費による費用削減 － 冷暖房・換気・灌水等の農業設備への電力利用 － 農業設備への投資負担の軽減 － 営農支援および農業技術の向上 － 非常時における電力確保 発電利益の農業・地域還元への透明性を確保するとともに、利益還元の評価範囲を農業経営に直接帰属する多様な形態へと拡充することにより、営農型太陽光発電が農業者の所得向上と地域農業の持続的発展に真に貢献する制度設計を構築することを強く求める。	農山漁村再生可能エネルギー法に基づく認定を受ける際には、発電事業者と営農者が異なる場合には適正な利益還元が行われること等が求められるものとなっているところ。 ご意見を踏まえ、多様な形態の利益還元が適切に評価されるよう、制度を運用してまいりたい。
	協議会における合意形成プロセスの明確化について（同旨17件） 2 合意形成プロセスについては、地域計画の協議の場と農山漁村再生可能エネルギー法に基づく協議会を重複して開催するのではなく、再エネ法協議会の枠組みにおいて一元的に合意形成を図る運用を明確に位置付けるべきである。協議会の構成員として農業委員・農地利用最適化推進委員・影響を受ける近隣営農者を明確に参画させるとともに、地域計画の区域内であれば常に協議が必要であるという原則を明確にすべきである。合意の範囲・対象者・成立要件・確認方法・判断理由の記録・補正や再協議の方法を国が標準化し、行政判断の透明性と予見可能性を高めるべきである。	ご意見を踏まえ、農山漁村再生可能エネルギー法に基づく協議会等において合意形成に向けて協議する際の確認の視点や協議の流れ、様式例等を明確化し、適切な運用を図ってまいりたい。

	周辺環境や景観への配慮・損害に関する責任の明確化（同旨12件） 営農型太陽光発電を含む農地への太陽光発電設備の設置にあたっては、周辺農業・生活環境・自然環境・景観への影響および災害リスクを総合的に審査し、実効性ある備えを認定・許可の要件とすべきである。 総合的な審査の強化と危険性の高い立地の規制 設備整備計画の認定にあたっては、造成、森林伐採、排水、土砂流出、地盤、景観、生態系、反射光、騒音、火災、パネル飛散等に関する総合的な審査を強化すべきである。特に、土砂災害警戒区域、浸水想定区域、急傾斜地、水源地、住宅近接地域等の危険性の高い場所は、原則として認定対象外とするか、国・都道府県による厳格な審査を行い、第三者専門家による調査・評価を義務付けるべきである。 周辺農地・農業従事者への影響の審査 対象農地だけでなく、隣接・周辺する農地や農業従事者への影響も審査すべきである。太陽光パネル設置による排水、日照、風通し、農道、機械通行、土砂流出、雑草、害虫、鳥獣、反射光等の周辺農業者への問題、および災害時の損害について事前に検討し、責任者を明確にすべきである。申請時には、農業機械の利用可能性、排水能力・排水計画、土壌流出、地盤、周辺農地への浸水、造成等について具体的な資料の提出を求め、審査に明確に位置付けるとともに、災害リスクを増大させないことを明確な原則とすべきである。 3 情報提供と住民への説明 事業実施にあたっては、形式的な説明会ではなく、周辺農業や生活環境に影響する事項について必要な情報提供が行われる仕組みを求める。 賠償・救済体制の確保 営農型太陽光発電設備は簡易な設置方法であるため、重大な事故（例：パネル飛散による死亡事故）が発生した場合、金銭賠償では対応しきれない損害への対策が不十分であることが懸念される。また、健康被害など因果関係の証明が困難な損害に対しても、事業者による誠実な賠償や救済体制の確保を、設備整備計画の認定要件として義務付けるべきである。 景観への配慮 太陽光発電設備の設置は景観を損なう可能性があるため、景観への配慮が必要である。 自然環境への配慮 対策パッケージの「自然環境への配慮が大前提」という方針に合致させるため、農地法施行規則第30条の改正において、鳥獣保護区等に農地が位置する場合の環境配慮に係る規定を追加すべきである。具体的には、鳥獣保護区の管理計画への影響がないことを科学的根拠で示す書面、または鳥獣保護区設定者の意見書（意見が得られない場合はその理由）の提出を要件とすべきである。	今回の制度改正においては農地に営農型太陽光発電設備を設置する際に農山漁村再生可能エネルギー法に基づく設備整備計画の認定を条件とするものとしており、同法においては、市町村が基本計画を作成する際に、自然環境の保全との調和や景観の保全等について配慮すべき事項を定めるものとなっているところ。 ご意見を踏まえ、環境等に配慮した適切な設備の導入が図られるよう、適切に制度を運用してまいりたい。
--	---	---

	2－4 特認制度について	
1	特例・代替証明に用いる科学的根拠の範囲拡大（同旨3件） 営農型太陽光発電の適正な導入には、作物ごとの遮光耐性、収量変化、品質への影響、地域特性などに関する科学的知見が不可欠である。 特例を認めるための科学的根拠については、公的機関・大学等に限定せず、営農者自身や民間研究機関、農業法人等が有する、客観性・妥当性が確認できる複数年の実証データについても科学的根拠として評価できる制度とすべきである。 制度の目的は、不適切事業の排除に加え、農業生産、地域活性化、再生可能エネルギーの地産地消を同時に実現する事業の育成であるべきである。そのためには、一律の形式基準に捉わられることなく、科学的データと営農機能に基づく評価、透明性の高い手続き、新規性・多様性への柔軟な対応、自家消費等による農業経営改善の評価を制度に組み込むべきである。	ご意見を踏まえ、国においても科学的知見の収集・検証やその情報提供等に努めてまいりたい。 なお、特例認定に必要な根拠については、公的機関が自ら行う試験に限らず、市町村等と農業者・民間が共同で行うものも対象としたいと考えている。
	3 国の支援	
1	市町村への支援体制整備・ガイドライン提供要求・審査基準の明確化（同旨38件） 市町村が営農型太陽光発電の導入の適否判断を担い、農山漁村再生可能エネルギー法に基づく基本計画・設備整備計画の認定を活用する新制度への移行について、市町村の関与強化には賛同するものの、以下の点について制度の改善と支援体制の強化を求める。 1. 審査・監督体制の構築と全国共通基準の確保 市町村に審査・監督を一任せず、自治体間の審査水準のばらつきを避けるため、市町村（一次審査）、都道府県（広域的・専門的補完）、国（全国共通基準に基づく監査・是正、直接対応権限）による三層の連携体制を構築すべきである。国は、営農実態、周辺農業への影響、災害リスク、財務能力、撤去費用、違反歴等について全国共通の最低基準を示すとともに、審査基準・チェックリスト・取消基準を提示すべきである。特に、農地保全について全国的に最低限確保すべき基準は、国が直接法令で担保する必要がある。同じ農地法の下にある農地で自治体によって実質的な許可基準が異なることの正当性についても整理が必要である。 機能的要件の代替証明は、市町村の自由裁量ではなく、全国的に規定された検証可能な手続きに従って行うものであることを明確にすべきである。あわせて、市町村が客観的に判断できるよう、農用地の集団化・農作業の効率化等に支障を及ぼすおそれがないとの要件や、農地集積・集約化の妨げとなるおそれのある農地への導入について、具体的な数値や事例に基づく判断基準を提示すべきである。 2. 市町村への支援体制の抜本的強化 現時点で基本計画策定済みの自治体は全市町村の約6%に留まっており、特に人的・財政的資源の乏しい中山間地域の小規模自治体では、農政・再エネの専門人材が不足している。従来の基本計画策定プロセスが設備規模の大きなバイオマス発電等を対象としてきたことに照らせば、営農型太陽光にも一律に同様のプロセスを課すことは困難である。 そのため、国および都道府県は、以下の支援を強力かつ積極的に講じるべきである。 － 標準的な基本計画のひな形（雛型・モデル）、協議会規約、審査要領・チェックリスト、スケジュール、標準様式の速やかな提示 － 専門人材の派遣、技術的助言、地域協議のファシリテーション、農業担当と脱炭素推進担当をつなぐコーディネーター機能の導入 － 計画策定費用等への財政措置、伴走・代行支援体制の構築 － 市町村単独での対応や専門審査が困難な場合に備え、都道府県または国（地方農政局）が代替的・広域的に審査を行う仕組みの制度的措置 － 巨大資本の事業者に対峙できるよう、国による技術的・人的・法的な支援体制の整備 － 実証・データベース構築、モニタリング、融資・保証、自家消費設備・蓄電池、ワンストップ相談等の具体的な財政・技術支援策の提示 3. 事業機会の地域格差の解消と事業者保護 自治体ごとの体制・リソース・専門知識の格差が、意欲ある農業者や地域企業にとって「事実上の拒否権」となり、優良な事業の申請が停滞・滞留することで、農業者の経営選択肢に地域差が生じることを強く懸念する。これは、気候変動対策・エネルギー自給率向上・農業所得向上・地域脱炭素ロードマップ達成という上位政策目標と矛盾するものであり、行政側の準備不足のしわ寄せを地域の農業者や実践者に押し付けることは容認できない。 － 基本計画の策定を事業者からの提案任せにせず、国・都道府県が導入ニーズのある自治体へ積極的に策定指導・支援を行う体制を構築すべきである。 － 事業者からの基本計画作成・変更の提案に対し、自治体は一定の標準期間内に可否を回答し、不採用の場合は正当な理由を書面で開示する手続きを設けるべきである。 － 市町村の未策定や手続き遅延により、国の基本方針に適合する優良事業の申請機会が失われないよう、事業者保護の経過措置、認定可否理由の明確化、補正・再協議の仕組みを整備すべきである。 4. 運用の透明性・予見可能性の確保と現場支援 制度の一本化や規制強化に伴う審査運用の不透明化、自治体ごとの判断のばらつき、事業予見可能性の低下、過渡期の実務上の混乱が懸念される。 － 国は判断事例や科学的根拠を蓄積・公開し、自治体間で共有するとともに、申請者にとって予見可能な仕組みを構築すべきである。 － 新旧ルールの適用関係をまとめた「実務Q&A（FAQ）」を早期に作成・公表し、農業委員会・都道府県・市町村の事務担当者が迷いなく審査を行えるようにすべきである。 － 判断が分かれる場合の照会先と手続きを施行までに示すべきである。 － 新たな窓口となる自治体の市長部局に対し、新制度の詳細かつ具体的な事前周知を行うべきである。 5. 監視・是正体制の実効性確保 既存施設で適切な営農が行われていない場合でも、勧告等の法的措置が適正に実施されていない事例が見られる。国は監視体制への関与を強化し、許可権者や転用事業者への指導を行うとともに、許可・認定後も営農実績、設備管理、事故、苦情、指導、原状回復等を継続的に確認し、違反案件等の情報公開を行うべきである。なお、原状回復命令は地方自治体にとって大きな負担であり、積極的に命令を行える体制の整備が必要である。 6. 施行時期・移行期間および政策運営 施行までの約8ヶ月間で市町村の基本計画策定・認定審査体制の整備や事業者の対応を行うことは困難であり、市町村が実質的な準備を行う期間は極めて短い。国は市町村への周知・策定支援に要する期間を十分に確保した上で期間設定を行うべきである。令和9年4月以降は、移行期間を設けた上で、再エネ関連法の担当部局が既存設備を含めて一元的に管理することが望ましい。	ご意見を踏まえ、市町村間の審査や運用のばらつきを避けるため、国において審査基準等を明確化した執務参考資料を示すとともに、市町村等に対して説明会を開催し、制度の移行に向けて相談窓口等を通して必要な支援を行ってまいりたい。 特に基本計画の策定に関しては、小規模地方公共団体等での人的負担に配慮する観点から、説明会と合わせて基本計画の雛形や関連する様式類を示すことで、事務負担が必要最小限となるよう十分な支援を行いたい。 また、優良事例等の作成についても行ってまいりたい。

	また、現行制度が太陽光発電に偏り営農がおろそかになった経験を踏まえ、関係省庁が連携し、営農と発電のバランスの取れた政策運営を行うべきである。営農型太陽光発電推進の理念は示されているものの、具体的な導入目標・予算措置・自治体支援体制など実行を担保する制度が不足しており、その整備を求める。 7. 推奨モデルの提示と民間との連携 「30アール程度の施設園芸＋太陽光発電設備＋電力の自家消費＋高付加価値作物」を核とする「マッシュアップモデル」を、本認定制度の公式な推奨パッケージとして標準マニュアルや事例集に明記し、標準図面や実現ロードマップとともに公表することを求める。あわせて、円滑な施行に向けて、推奨パッケージのガイドライン民間ドラフト提供、実証モデルルールの構築、公開カンファレンスの開催、現場視察研修ツアー、自治体向けハンドブック作成協力、既設「名ばかり営農」案件の事業譲渡マッチング支援など、民間側からの連携・支援を行う用意があり、詳細な意見交換の機会を求める。 以上を踏まえ、将来世代のために自然エネルギーが適切に普及できるよう、賢明な政策判断がなされることを強く求める。	
	全国共通の違反情報データベース構築（同旨４件） 不適切な事業者の参入排除および原状回復命令の確認を実効的に行うため、全国共通の情報共有体制の構築と確認手続の明確化を求める。 既存事業者の不適切案件や新規申請における違反歴を排除するため、都道府県および市町村間で事業者情報をリアルタイムに共有できる全国共通の「コンプライアンス・違反情報データベース」を構築すべきである。悪質な事業者が地域を変えて不適切申請を繰り返す事態を防ぐためには、自治体間の情報共有を個別の照会に依存するのではなく、EU RED IIIにおけるデジタル情報の一元管理システムを参考とした、全国規模での情報共有基盤の整備が不可欠である。 2 （１）確認主体の明確化 農地法第51条第1項に基づく原状回復等の措置命令の有無の確認は、許可権者である都道府県知事等が行うべきであり、市町村や農業委員会にその義務を負わせるべきではない。転用許可を行う自治体が全国規模でその有無を確かめる手段を持っていない現状を踏まえ、確認主体と手続を制度上明確に規定すべきである。 （２）照会・確認の仕組みの整備 他の区域における原状回復命令の有無を迅速かつ確実に照会できる仕組みを整備するとともに、複雑なケースにおける判断基準を明確化すべきである。 全国共通の事業者情報データベースの構築と原状回復命令確認手続の明確化を一体的に整備することにより、悪質事業者の排除と農地保全の実効性を確保する体制を早急に構築することを強く求める。	令和６年の農地法改正により、違反転用を行った事業者の違反情報を公表する仕組みを講じたところであり、まずは、こうした仕組みも活用しながら、営農が適切に行われない不適切事業の情報を関係機関で適切に共有することを促すとともに、今後、制度の実効性を一層確保するための方策も検討してまいりたい。 ご意見を踏まえ、適切に営農が行われない場合の認定の取消し、原状回復命令に至るまでの手続きを明確化し、制度の実効性を確保してまいりたい。
	収量や研究成果等の情報の蓄積・共有、全国データベース整備（同旨10件） 情報の公開・管理については、事業者の認定内容と履行状況（事業者名・所在地・発電規模・対象農地面積・栽培作物・認定期間・年次報告提出状況・営農状況・行政指導・改善命令・取消しの有無）を原則公開する全国データベースを整備し、悪質事業者の参入抑止と優良事業者が評価される市場の形成につなげるべきである。発電電力における自家消費と売電の割合も設備整備計画の記載事項として明記し、公的に記録・管理できる仕組みを導入すべきである。 3 国は作物別・地域別の営農型太陽光発電実証データの収集と単収・品質・遮光率等のデータベース整備を積極的に推進すべきである。農林水産省が示している「営農に支障が生じた約2割の案件」については、設備設置者・営農者の属性・支障の内訳・発電設備起因の割合・営農者の経済的損失・発電事業者による補償実績・損害発生と負担者の把握状況等の詳細な実態を明らかにすべきである。また、農地法上の措置の必要性を個別に判断するための情報が判断主体へ確実に渡される仕組みを明示すべきである。	国においても設備下の収量等の取組状況を収集するとともに、将来的にはデータベースの構築等も検討したいと考えているが、営業秘密等に配慮する観点から内容については精査したい。 なお、農山漁村再生可能エネルギー法に基づく制度においては、農林漁業の健全な発展に資する取組も含めて審査・報告が行われる制度となっていることから、優良な事業者の可視化にもつながる面があるものと考えている。
	書類の電子化・簡素化・事務負担軽減（同旨６件） 不適切な営農型太陽光発電への厳格な規制と並行して、適正な事業者・農業者の参入と継続を支援するため、申請・報告手続きの抜本的な簡素化と事務負担の軽減を求める。 手続き全般において抜本的な簡素化を推進し、自治体と事業者双方の労力負担を軽減すべきである。具体的には以下の措置を求める。 － 変更のない事項や一度提出した内容については繰り返しの記載を求めない － 重複書類の削減による農地法手続きの合理化 － 事業申請・一時転用申請・報告書提出手続きの簡略化 － 紙媒体から電子的書類への移行による書類提出負担の軽減 設備規模（kW）の如何にかかわらず、市町村による基本計画策定と設備認定を一律に求めることは、工数的に過重負担となる。設備規模に応じた手続きの差別化を図り、小規模事業については簡易な手続きルートを設けるべきである。 4 農業者自身が発電事業を目指す場合、農業の傍らで自治体計画策定に関わることは相当なハードルとなり、農業経営強化の観点から望ましい農業者による事業参入を阻害するおそれがある。農業者が過度な事務負担を負うことなく参入できる制度設計とすべきである。 適切な営農と報告を継続している案件については、認定期間の標準化と簡易な更新手続きを設けることで、事業者の継続的な取り組みを支援すべきである。 農地法単独での一時転用許可ルートが廃止されたことで、本来行政が担うべき地域計画策定や合意形成の手続きを民間事業者に過度に依存させる構造となっており、事業者の事務負担が著しく増大している。行政が担うべき役割を適切に果たしつつ、民間事業者への過度な負担転嫁を是正すべきである。 不適切事業への厳格な規制を維持しつつ、適正な事業者・農業者が円滑に参入・継続できるよう、申請・報告手続きの抜本的な簡素化と電子化を早急に推進することを強く求める。	ご意見を踏まえ、可能な限り手続きの合理化を図りつつ、執務参考資料により運用を明確化することで、事業者・農業者及び市町村に必要な以上の事務負担を生じることが無いよう適切に制度を運用してまいりたい。

	IoT・デジタル技術を活用した営農モニタリングの推進（同旨3件） 営農型太陽光発電の適正な運用確保とイノベーション促進のため、デジタル技術・IoTを活用した営農モニタリング体制を制度上積極的に位置付けることを求める。 営農型太陽光発電設備の設置後も、設置時の計画提出や毎年 の報告にとどまらず、デジタル技術を活用したリアルタイムの営農モニタリングを推進すべきである。これにより、不適切事業の早期把握と適切な事業者の報告負担軽減を同時に実現することが可能となる。 営農実績の確認において、収量・販売実績だけでなく、以下のIoT等による客観データを営農継続の補助的証拠として積極的に活用できる制度を導入すべきである。 - 日射量・温湿度・土壌水分等の環境データ - 設備稼働状況 - 農業用消費電力量 - その他農業生産に関連する客観的計測データ 5 国がデータ項目・形式を標準化することにより、以下の効果を実現すべきである。 - 自治体の審査負担の軽減 - 監督の実効性の向上 - 自治体間の審査水準の均質化 - 事業者の報告手続きの簡素化 既存の先進的な営農型太陽光発電の取り組みを尊重し、リスク低減にとどまらず、デジタル技術・IoT活用によるイノベーションを促進するような政策的後押しを行うべきである。 デジタル技術・IoTを活用した営農モニタリング体制を制度上明確に位置付け、データの標準化と客観的証拠の積極的活用により、不適切事業の早期排除と適正事業者の負担軽減を同時に実現する実効的な制度設計を構築することを強く求める。	デジタル技術を活用したモニタリングを本制度に位置付けることについて、現時点では、運用やコスト面の課題があると認識しているが、今後、国においても人工衛星等により得られた画像等を活用すること等の効率的な不適切な案件の捕捉方法も検討してまいりたい。 ご意見を踏まえ、事務負担の軽減を図りつつ、制度の実効性を確保してまいりたい。
6	新制度の周知徹底（同旨2件） 発電を主目的とし営農を手段と考える事業者を含め、新制度の趣旨と内容について一般に広く、早期かつ明確な周知徹底を求める。	ご意見を踏まえ、事業者に対しても必要な周知を行ってまいりたい。
4 基本計画作成に関すること		
1	基本計画策定を国が支援すること、基本計画のモデル（雛形）を示すこと（同旨6件） 農山漁村再エネ法に基づく市町村の基本計画策定を営農型太陽光発電の実施の前提とする制度設計については、以下の観点から抜本的な見直しを求める。 基本計画の策定は市町村の任意であるにもかかわらず、これを営農型太陽光発電実施の事実上の前提条件とすることは、農業者が不服を申し立てる手段を持たないまま事業機会を失う結果を招くものであり、法体系の整合性に欠ける。また、計画を策定する市町村と策定しない市町村との間で営農型太陽光発電の実施可否に差異が生じることは、地域間の不公平を拡大させるものであり、制度として容認できない。さらに、基本計画の策定を自治体に事実上義務付けることは、地方自治体の負担を不当に増加させるとともに、営農型太陽光発電の実施ハードルを過度に高めるものであり、見直しが必要である。 仮に基本計画の策定を営農型太陽光発電実施の前提とするならば、国は市町村が計画を策定できるよう全国的な策定を実効的に促す責任を負うべきであり、以下の具体的な措置を講じることを求める。 1 第一に、基本計画の策定期限を明示し、未策定市町村への対応を制度上明確に位置付けること。第二に、策定を希望する市町村への支援体制を整備し、自治体の負担軽減策を講じること。第三に、全国の策定状況を継続的に把握し、必要に応じて制度の見直しを行うこと。 これらの措置が講じられないまま基本計画の策定を実施の前提とすることは制度として容認できず、市町村が計画を策定しないことによって農業者の事業機会が失われる状態を国が放置することは許されない。 加えて、基本方針案に示された取り組みの実施を担保する制度が不十分であるため、不適切な取り組みへの規制強化を明確に位置付けるとともに、市町村が営農型太陽光発電に係る導入面積・発電量・農業所得・荒廃農地の再生等の目標を設定できるよう、関連規定の見直しを求める。 適切な営農型太陽光発電の運営を確保するという制度改正の趣旨は理解するものの、その実現のためには、農業者の事業機会を不当に制限することなく、国・都道府県・市町村が連携して実効的な制度運用を担保する仕組みを整備することが不可欠である。	全国的にも営農型太陽光発電の導入が無い市町村が過半数を占めているところであり、基本計画はあくまで今後も適切な営農型太陽光発電の導入が見込まれる市町村において任意で作成を行うものと考えている。 一方、ご意見の通り、市町村への事務負担の配慮や基本計画の作成支援については、国において基本計画のひな形を示すことや、自治体向けの説明会の開催により、十分な支援を行ってまいりたい。
5 設備整備計画の認定に関すること		
1	撤去費用の供託・積立等による確実な事前確保（同旨24件） 営農型太陽光発電設備の撤去・原状回復費用の確保については、現行の誓約書面の提出のみでは実効性が不十分であり、事業者の倒産・破産・撤退・所在不明等が発生した場合でも農地の確実な原状回復が担保されるよう、以下の措置を法令またはガイドラインに明確に規定した上で、転用許可・計画認定の必須要件として義務付けることを強く求める。 第一に、事業開始時から一定期間内に、金融機関等の第三者機関への撤去費用の外部積立、保証金供託、信託、履行保証保険、または金融機関による保証等の確実性の高い資金確保手段の証拠提出を義務付けること。その際、物価上昇を考慮した将来費用の見通しが困難であることから、国が地域ごとの撤去費用額の目安を示すとともに、FIT・非FITを問わず国が指定する第三者機関への義務的積立制度を創設し、撤去の必要が生じた際に当該機関が費用を支払う仕組みを導入すべきである。第二に、設備重量や廃棄難易度に応じたりサイクル費用をメーカーや事業者から事業開始時に100%前倒しで徴収する実費デポジット制の義務化を検討すること。第三に、設置者および連帯して費用を負担する個人の明確化を転用許可の要件とし、法人解散・名義変更・事業承継によって撤去義務を免れることができない制度とすること。第四に、原状回復命令に正当な理由なく従わない場合には行政代執行による設備撤去・農地復旧を実施し、その費用を事業者・保証金等から確実に回収できる制度を整備するとともに、単収要件未達等の不適切事業に対しては速やかに許可取消・撤去命令が発出できる仕組みを明確に規定すること。第五に、万が一の災害・破損時における土壌・作物への影響についても事業者の完全な責任と原状回復を法的に担保し、事業者の変更時においても農地の管理・撤去責任が継続して維持される制度とすること。 設備が地域の負の遺産となり、その撤去費用が国民・自治体・地域住民に転嫁されるような事態は断じて容認できず、発電事業者のみが利益を享受し撤去責任を果たさないという本末転倒な状況を防ぐため、実効性ある撤去費用確保制度の早急な整備を強く求める。	撤去費用の積立・供託等を課すことについては、財産権への配慮の観点から慎重な検討を要するものの、事業が中止となった場合には確実に撤去されるよう、撤去費用の見積もりや資力の確認書類、事業者が変更された場合の届出等を確認することについて、運用を徹底するとともに、今般の省令改正に併せて、撤去費用のチェックの強化等のため一時転用許可期間を短縮することを検討しており、これらの対応によりリスクを最大限排除したい。

	撤去費用の範囲明確化（同旨2件） 営農型太陽光発電設備の撤去に係る費用確保の規定について、「撤去費用」にとどまらず「撤去・処分費用」の確保を義務付けるよう、制度上明確に規定することを求める。 太陽光発電設備には鉛・カドミウム等の有害物質が含まれる可能性があり、その処分は容易ではない。このため、費用確保の対象を単なる「撤去費用」にとどめることなく、以下の費用を明確に含めることを制度上規定すべきである。 2 ー 設備の撤去に要する費用 ー 産業廃棄物としての適正な処理・処分に要する費用 ー 土壌汚染が生じた場合の除染・修復に要する費用 事業者に対して産業廃棄物処分費用を含む撤去・処分費用の総額を具体的かつ明確に提示させるとともに、その確実な確保を行政が確認する仕組みを制度上整備すべきである。費用確保が不十分な事業者については、許可・認定の段階で厳格に対応すべきである。 農地の食料生産機能および環境の保全という観点から、営農型太陽光発電設備の撤去・処分に係る全費用を事業者が確実に負担できる体制を制度上担保することを強く求める。	本制度の性質上、申請時点で確認を行うのはあくまで農地の状態を回復する撤去費用についてであるが、ご意見の通り、撤去を行った後の適切な処理・処分等を行うことが望ましいため、今後も関連制度の検討状況を注視しつつ、必要な対応を検討してまいりたい。 なお、今般の省令改正に併せて、撤去費用のチェックの強化等のため一時転用許可期間を短縮することを検討している。
	事業者変更・法人売買による規制逃れの防止（同旨6件） 営農型太陽光発電事業の長期にわたる事業期間中に生じる事業譲渡・法人変更等に対応するため、責任主体を継続して把握できる仕組みの整備と、不正行為に対する実効的な抑止措置の確立を求める。 農山漁村再生可能エネルギー法の認定を受けた事業において、以下の事由が生じた場合には、事前届出または再認定を義務付けるべきである。 ー 設備の売却または事業譲渡 ー 株式・持分の一定割合以上の移転 ー 合併・会社分割 ー 実質的支配者の変更 ー その他法人の実質的な支配関係に変更が生じる場合 農業委員会がこれらの事実を確実に認知し、適切な指導を行えるよう、事業承継手続きを制度上明確に規定すべきである。 3 設備所有者・発電事業者・土地所有者等の責任関係を明確にし、事業開始から設備撤去・農地原状回復完了まで責任主体を継続して把握できる行政への届出義務化等の仕組みを整備すべきである。事業譲渡等が行われた場合においても、責任の所在が途切れることなく継続して明確化される制度設計が不可欠である。 原状回復命令が出ていた場合でも、別法人・別名義での申請により要件を容易に回避できる現状は制度上の重大な欠陥である。名義による規制の限界を踏まえ、実質的支配者の変更を含む包括的な把握体制を整備し、形式的な名義変更による規制回避を防止する仕組みを構築すべきである。 再生可能エネルギー推進や営農型太陽光の名目を悪用した土地の囲い込み・転売・外国資本による農地支配を目的とする行為を排除するため、以下の措置を講じることを求める。 ー 長期にわたる安定的な自営農業の継続を絶対条件として制度上明確化すること ー 違反時における即座の農地返還命令および原状回復の徹底 ー 実効性ある厳格なペナルティの制度化による強力な抑止力の確保 事業の長期性を踏まえた責任主体の継続把握体制の整備と、不正行為に対する実効的な抑止措置を一体的に構築することにより、農地保全と食料安全保障の確保を制度上確実に担保することを強く求める。	やむを得ず事業の承継等が行われる場合においては、適切に計画変更手続きを行うことが必要となっており、ご意見を踏まえ、この点を執務参考資料で明確化し、適切に制度を運用してまいりたい。
	実効性ある罰則・認定取消・公表制度の整備（同旨21件） 営農型太陽光発電における「農業が主、発電が従」という制度の原則が形骸化し、実質的にまともな農作物栽培が行われていない事案や、農地の囲い込み・転売、外国資本による農地支配を狙う動きが各地で問題となっている現状を踏まえ、不適切な事業者を確実に排除し、制度の実効性を担保するための以下の措置を強く求める。 第一に、認定後も毎年度の報告義務化に加え、出荷記録・衛星画像等の客観データを活用した現地調査による実態確認を徹底し、単収の著しい低下（地域平均の2割以上の減少）・耕作放棄・営農形骸化・虚偽報告が確認された場合には、改善指導・認定取消・設備撤去・原状回復命令を迅速に発出できる手続きをガイドライン等で明確化すること。ただし、是正可能な営農上の問題が直ちに設備全体の禁止・撤去に繋がらないよう、命令の原因・範囲・重大性に応じた比例的な対応が行われる制度設計とすること。 第二に、過去に重大な違反・原状回復命令への不履行・虚偽申請等があった事業者については、代表者・役員・主要株主等を含めた審査を行い、その履歴を許可・認定審査に適切に反映させるとともに、関連会社やダミー会社を通じた再参入を防止するための審査基準の細化と、法令上可能な範囲での事業者情報の公表を行うこと。 4 第三に、農地法第51条が適切に運用されるよう仕組みを整備し、原状回復命令に正当な理由なく従わない場合には行政代執行による設備撤去・農地復旧を実施してその費用を事業者から確実に回収できる制度を整備するとともに、国が許可権者や転用事業者に対して直接指導を行うなど、国による一層の関与強化を図ること。 第四に、虚偽申告・省令違反・農業不履行に対しては速やかな計画認定の取消・公表および実効性のある罰則（刑事罰・行政処分）を明確に規定し、不適切な事案に対する罰則適用事例を積極的に公表することで事業者の意識改革を促すこと。 第五に、再生可能エネルギーや営農型太陽光発電の名目を悪用した農業不履行・農地の囲い込み・転売・実質的な外国資本による農地支配を排除するため、長期的・安定的な農業継続を明確な条件とし、その実態を継続的に確認できる制度を構築するとともに、計画との相違や農業継続困難時には農地返還・原状回復を確実に実施し、実効性あるペナルティを導入すること。 現行規制下で営農継続に問題があり指導・勧告・措置命令・不許可となった件数が多いのであれば、規制を廃止するのではなくむしろ強化すべきであり、制度上の基準を厳しくするだけでなく、現場での監視・指導・撤去・原状回復まで確実に実行できる実効性ある仕組みの構築を強く求める。	ご意見を踏まえ、国において必要な相談・助言を行うための支援体制を講じるとともに、毎年の実績報告等を基に、収量が基準を下回った場合の指導等の対応や、その後の認定取消し等の手続きの流れ等については明確化し、制度の実効性を確保してまいりたい。

	災害リスク評価と安全基準の強化（同旨５件） 近年の自然災害の激甚化および日本の地震多発を踏まえ、太陽光発電設備の設置前から事業終了後までを見据えた包括的な災害リスク評価と安全基準の強化を求める。 太陽光発電設備の設置にあたっては、以下の災害リスクによる設備破損が周辺農地・住民・農作業者に与える影響を事前に評価することを義務付けるべきである。 － 洪水・土砂災害・地滑りリスク（特に山際・斜面への設置） － 積雪・雪崩リスク（積雪地域における特別な安全基準の設定） － 地震・津波リスク － 設備破損に伴う火災リスク（消火困難性を含む） メガソーラー設置区域で土砂崩れ・水害等の災害が発生した場合、設備の倒壊・流出・廃棄物化により被害が拡大するおそれがある。既存の事例を踏まえ、災害時における設備の安全確保・被害拡大防止・災害廃棄物の適正処理に関する基準を明確に規定すべきである。 5 全国一律の安全基準にとどまらず、地域の気象条件・地形条件・災害リスクの特性に応じた安全基準を設けるべきである。特に積雪地域・急傾斜地・土砂災害警戒区域等においては、地域の実情を踏まえた特別な安全基準を設定することを求める。 太陽光発電設備の安全対策については、設置前の災害リスク評価にとどまらず、以下の各段階を通じた包括的な対策を制度上義務付けるべきである。 － 設置前：災害リスクの事前評価および安全基準への適合確認 － 設置中・運用中：定期的な安全点検および災害対応計画の策定 － 災害発生時：迅速な被害拡大防止措置および周辺住民への安全確保 － 事業終了後：設備の適正撤去および農地・自然環境の原状回復 自然災害の激甚化・地震多発という日本の地理的特性を踏まえ、太陽光発電設備の設置前から事業終了後までを見据えた包括的な災害リスク評価と安全基準の強化を制度上明確に位置付けることを強く求める。	ご意見を踏まえ、環境影響評価制度等と連携を図りながら、適切に制度を運用してまいりたい。
	太陽光パネルが含有する有害物質の評価・安全性基準による制限（同旨９件） 有害物質含有リスク、破損・火災リスク、不法投棄リスクが高い低品質・著しく安価な太陽光パネルの農地への設置を禁止・制限するため、一定の耐久性・安全性基準を満たさない設備の導入規制を法令またはガイドラインに明確に規定すべきである。 6 太陽光パネルに含まれる鉛等の有害物質が、自然災害による破損や不適切な管理・放置によって農地・土壌を汚染し、農作物や食の安全を脅かす可能性を懸念する。破損した設備が発電を継続することによる感電・発火の危険性もあり、設置後数十年にわたる事故・災害・老朽化・廃棄まで含めたリスク評価を真剣に行うべきである。 既存パネルの廃棄時期到来による大量産業廃棄物の発生を懸念するとともに、使い捨てや短期的な買い替えを前提とした経済活動を野放しにせず、一つのものを長く使い続けられる設計・メンテナンスの仕組みを国として徹底すべきである。 無秩序な太陽光発電設備の設置による地域景観の悪化、大規模太陽光発電が気候変動に与える影響の可能性についても懸念する。	太陽光発電設備の安全基準自体は今回の改正対象の法令に規定されるものではないものの、ご懸念のように農地や環境に悪影響を及ぼすこととならないよう、関係する法令・ガイドラインに基づき、適切な導入を促してまいりたい。
	6 その他	
	国産パネル・ペロブスカイト太陽電池の優遇・中国製排除（同旨６件） 太陽光発電設備の導入にあたっては、経済安全保障・国内産業振興・環境リスク管理の観点から、国産技術の優先的推進とサプライチェーンの透明性確保を制度上明確に位置付けることを求める。 精水化学工業等が開発するペロブスカイト太陽電池（ヨウ素主原料）をはじめ、藻類・雑草発電・バイオマス発電等の環境負荷の低い国産再生可能エネルギー技術を国策として強力に推進・優遇すべきである。国および農林水産局の予算・優遇措置については、こうした国産技術・国内産業に重点的に集中させるべきである。 ソーラーパネル等の主要設備を国産企業または安全保障上の懸念がない企業から調達する事業者に対しては、以下の経済的・制度的優遇措置を講じるべきである。 － 補助金・優遇措置の国産機材への限定 － 融資条件の緩和および各種規制の緩和措置 － 補助金以外の多様なインセンティブの導入 太陽光パネルの大部分が中国製であることによる以下の安全保障上の懸念に対し、厳格な対応措置を講じるべきである。 － サプライチェーンの中国依存リスク － 強制労働問題およびウイグル強制労働防止法等への対応 － 品質・耐久性の問題 － サイバーセキュリティリスク － 国内産業の空洞化および国益への悪影響 国家予算からの補助金に依存した低価格を武器に市場を歪める海外企業を排除し、健全な市場競争環境を維持するための措置を早急に講じるべきである。 農地への太陽光発電設備設置においては、設置基準の整備に加えて、以下の事項についても厳格な規制を設けるべきである。 － 設置される発電設備・パネルの品質基準 － サプライチェーンの透明性の確保 － 将来的な撤去責任の明確化 また、海外製パネルや蓄電システムによる大規模火災およびそれに伴う有害物質流出等の環境破壊リスクを考慮し、防災体制が不十分な事業の農地転用は一切不許可とすべきである。 太陽光発電設備の導入においては、経済安全保障・国内産業振興・環境リスク管理を一体的に捉え、国産技術の優先的推進とサプライチェーンの透明性確保を制度の根幹に位置付けることを強く求める。	国産のペロブスカイト等の新技術の導入については、ご意見を踏まえ、農林水産省においてもさらなる知見の収集・検証に努めるとともに、関係省庁と連携して推進してまいりたい。

	都道府県の同意事務増加は地方分権に逆行するという意見（同旨１件） 営農型太陽光発電に係る制度設計においては、地域の実情を最もよく把握している基礎自治体である市町村に適切な権限を委ねる地方分権の観点を尊重しつつ、情報伝達経路の明確化と実効的な制度運用を確保することを求める。 地域の実情を最もよく把握している基礎自治体である市町村に、より多くの権限を委ねる制度設計とすべきである。農振農用地の利用規制の一部を市町村長に委ねるための要件廃止は、この観点から適切な措置として評価する。また、農山漁村再生可能エネルギー法に基づく基本計画の特例措置については、地域の実情を最もよく把握している自治体の考え方を尊重して検討すべきである。 農地転用許可に関する都道府県の同意事務の増加は、全国的に進む知事権限の市町村への移譲という地方分権の流れに逆行するものであり、懸念がある。地方分権の観点から、都道府県への権限集中を避け、市町村が主体的に判断できる制度設計とすべきである。 地域の実情を最もよく把握している市町村への適切な権限委譲を推進しつつ、各地方公共団体の権限・組織に応じた情報伝達経路を明確化することにより、地方分権の理念に沿った実効的な制度運用を実現することを強く求める。	今回の制度改正においては、地方分権の観点を尊重しつつ、判断基準の明確化や助言等により、国においても市町村を適切に支援していくことにより、実効性のある制度としたいと考えているところ。 なお、農山漁村再生可能エネルギー法における都道府県知事への協議については、市町村が設備整備計画を認定しようとする場合に、農地法上の許可権者である都道府県知事が同意することで、農地法の許可があったものとみなすという手続のワンストップ化のために必要な手続きであるが、農地法上、農地転用許可権限に係る指定市町村の場合については、都道府県知事への同意協議は不要としており、地方分権の観点も踏まえた仕組みとなっている。 ご意見を踏まえ、執務参考資料等において情報伝達経路についても明確化し、実効的な制度運用を図ってまいりたい。
--	--	--